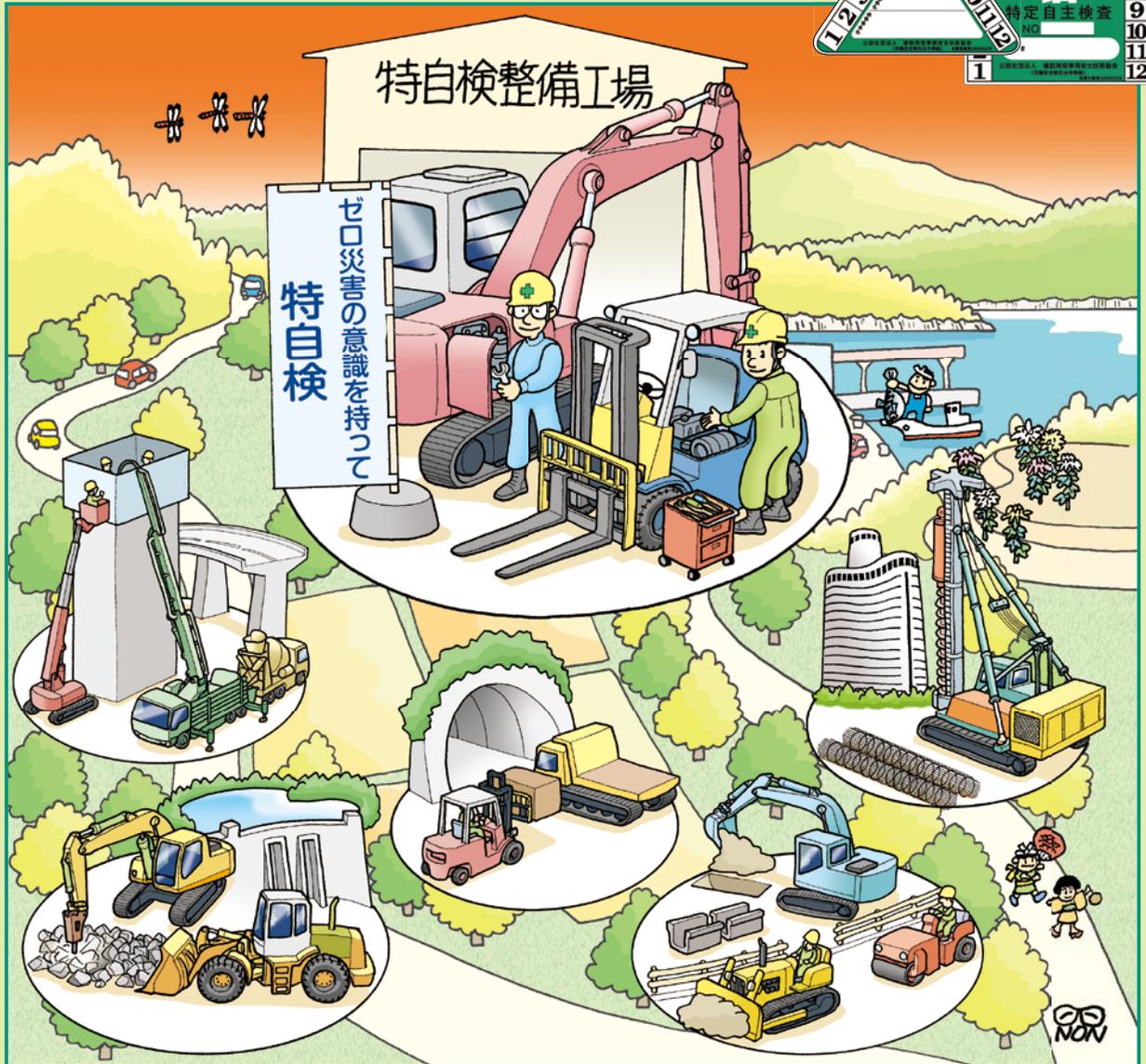


建設荷役車両



VOL.45 No.267

第267号
2023-9

令和5年9月1日発行（隔月1回1日発行）



公益社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

URL <http://www.sacl.or.jp>



産業車両用・建設機械用タイヤに新シリーズ登場！！

クッション性に優れた 穴あき ノーパンクタイヤ



製品サイズ

- ・ 16.00-25 大型ホイールローダー対応！
- ・ 17.5-25 各機種用ホイールも製作します
- ・ 20.5-25 ホイールとセットで更にお買い得！！
- ・ 23.5-25

他各種

ノーパンクなのにエアーの乗り心地 フォークリフト用穴あきノーパンクタイヤ



ソリッドエアータイヤ

製品サイズ

- ・ 5.00-8 パターンは省エネデザインを採用！！
- ・ 6.00-9 普通のノーパンクタイヤより
- ・ 6.50-10 10%(当社比)の軽量化を実現
- ・ 7.00-12

他各種

スノー用パターン

- ・ 大型ニューマチックタイヤ
- ・ フォークリフト用ノーパンクタイヤ

大好評スノーパターンに
待望の大型サイズ登場！！
ピン打ち場所もしっかり確保



大型ニューマチックタイヤ フォークリフト用ノーパンクタイヤ

※価格は下記の最寄りの営業所へお問い合わせ下さい。

MRC 丸中ゴム工業株式会社

本 社 〒467-0861 愛知県名古屋市瑞穂区二野町4番11号 TEL:(052)889-5556 FAX:(052)889-3338
名古屋営業所 〒467-0861 愛知県名古屋市瑞穂区二野町4番11号 TEL:(052)889-1777 FAX:(052)883-2511
東京支店 〒228-0002 神奈川県座間市小松原2-17-16 TEL:(046)256-8206 FAX:(046)256-8208
大阪営業所 〒566-0064 大阪府摂津市鳥飼中3丁目6-60 TEL:(072)650-5650 FAX:(072)650-3650
仙台営業所 〒983-0013 宮城県仙台市宮城野区中野5丁目3-8 TEL:(022)387-0020 FAX:(022)786-0440



◆ 第12回 定時総会報告

◆ 令和5年度全国労働衛生週間にあたって

◆ 令和5年度建設荷役車両特定自主検査強調月間

◆ 令和4年度 考案賞受賞企業を訪ねて



INDEX

■ 巻頭言

デジタル化真っ只中 佐久本嘉幸 4

■ 広報

第12回 定時総会報告 5

令和5年度全国労働衛生週間にあたって 19

令和5年度建設荷役車両特定自主検査強調月間 28

特自検Q&A 第21回 33

■ イラスト災害事例 35

■ 技術解説

新型ミニショベル7型シリーズの開発 中田 信也 39

■ 連載講座

みんなが知っておきたい! インボイス制度と改正電子帳簿保存法 第7回(終)
..... 根津 信之 44

■ 安全・技術講座

我が社のセールスポイント 50
群馬県支部 株式会社ユニバーサル建販

■ 製品紹介

後方超小旋回ミニショベル「SK30SR-7/SK35SR-7」/クローラ式ブーム屈折型電動高所作業車「RU09A1SM」/ホイール式油圧ショベル「ZX125W-7」/クラウド型転圧管理ソリューション「Solution Linkage Compactor」(対象機種拡大)/全旋回式クローラキャリア「IC70R」…………… 55

■ Topics

令和4年度 考案賞受賞企業を訪ねて

第1回 金賞受賞 「燃料タンクバキューム装置」

考案者：福井県支部 コマツサービスエース株式会社

本社 整備・車検チーム 清水 薫…………… 60

令和5年度「安全衛生に係る厚生労働大臣功績賞」を受賞！ …………… 64

■ お知らせ

令和6年 特自検啓発「年間標語」決定！ …………… 65

「定期自主検査指針改正説明会」東京都支部で開催 …………… 65

建荷協の動き…………… 66

令和5年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表 …………… 67

令和5年度 各種研修の受講料…………… 75

特定自主検査者資格取得者名簿（令和5年6月1日～令和5年7月31日）… 76

令和5年度版 建荷協発行図書等のご案内 …………… 79

支部一覧…………… 83

編集後記…………… 84



デジタル化真っ只中

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

理事 佐久本 嘉幸

株式会社佐久本工機 代表取締役

先日マイナンバーカードを受け取ってきました。僅かな期間ではありますが、国外で生活をしたことのある私にとって身分証明書としてのIDカードには何ら抵抗はなかったのですが、ただ面倒ということだけで今に至った次第です。

自治体職員から身分証明書替わりになる、コンビニでの住民票取得が可能になる、健康保険証として利用できるなど一連の説明を受け帰ってきました。

弊社社員にも数名聞いてみたのですが、聞く限り多くの社員が未だ疑念をもっており申請していない、という反応だったと思います。

マイナンバーカードへの疑念の有無は別として、現在ほとんどのことがデジタルで紐づけされています。

先日ある飲食店にネットで注文した商品を受け取りに行ったところ、当然ですが予めの注文であったため、支払いのみを行い商品を受け取っていたところ、40歳台前半と思われるお父さんと連れ立ってきていた小学生のお子さんが「私達の方が早くきたのにね?」、対するお父さんは「お父さんでもできるようにならないとね」という会話を耳にしながら罰悪くそのお店を後にしました。

また、あるスーパーに入ったところ、入り口にスマホのような端末がおいてあり、商品を取りながら自分でそのJANコードをスキャンし、会計の際には並ぶことなく無

人のレジに進みその端末をかざし、会計をして出ていく、ザッとこんな仕組みに代わっていました。

それを使えない高齢者（特に男性が多いと感じますが）は、相変わらず有人のレジに列をなし自分の順番を待っている、そんな感じです。

かくいう私も数年前までは「スマホなんてなくても生きていける」そんなことを堂々と言っていました。

しかしある時、自社ではセルフレジを採用し、端末でスキャンしながら在庫の出入庫を管理しているため、自分だけがこのままではいけない!と考えを改め、社内の集まりなどでも「古き良き過去」への執着をやめ、前に進もう!!そう叫び、若干時間は遅めではありますが、自分自身の頭と行動をデジタル化している最中です。

今私が危惧しているのは「今の若い人達」の思考の問題ではなく、現代社会についていけない、いこうとしない「老害」のはびこりです。

口には出しながらも、腰が重く、なかなか前に進めなかった情報化施工へもやっと昨年からの積極的取り組みはじめ、少しずつではありますが果実も実りつつあります。

社員から「老害」と言われぬよう、先ずは必死に追いつき、そして、出来だけ早く追い越さねば、そう考える昨今です。

第12回

定時総会報告

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会



第12回 定時総会

I 定時総会次第

1. 開会

第12回定時総会が、令和5年6月7日(水)東京都千代田区飯田橋のホテルメトロポリタンエドモンドで開催されました。

今回の定時総会は、第8回定時総会(令和元年6月開催)以来、会員の皆様方に、総会会場への来場自粛の要請を行わず、また通年表彰の表彰式も実施しました。

冒頭事務局より、定款に基づく総会成立宣言により開会し、はじめに酒井会長より、

「資格取得研修の昨年度実績は、開催回数、受講者がともにコロナ禍前の水準を上回りました。今後も特定自主検査に係る適正な検査・整備技術に関する研修・教育や広報活動等を積極的に展開して、建荷協全体で資格者の育成と労働者の安全確保対策の一層の充実を図っていく所存です。

会員ならびに関係の皆様方には、引き続きご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます」

との挨拶がありました。



挨拶する酒井会長

会長挨拶後、来賓としてご臨席いただいた厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課長 釜石英雄様、経済産業省 製造産業局 産業機械課 生産機械一係長 大村明裕様より、それぞれご祝辞をいただきました。



厚生労働省
釜石 英雄 様



経済産業省
大村 明裕 様

その後、定款の定めにより酒井会長が議長となり、議事録署名人を選出後、各議事の報告、審議に入りました。



総会開催風景 - 1



総会開催風景 - 2

2. 報告事項（資料は協会HP参照）

- (1) 報告事項 1 令和 4 年度事業報告の件
 - (2) 報告事項 2 令和 5 年度事業計画書の件
 - (3) 報告事項 3 令和 5 年度収支予算書の件
- 以上について、縄田常務理事より報告・説明が行われ、質疑応答がなされました。



報告を行う縄田常務理事

3. 決議事項（資料は 8～15 頁参照）

- (1) 第 1 号議案 令和 4 年度決算報告関係書類承認の件
- 縄田常務理事より報告・説明および仲島監事から監査報告が行われた後、異議なく全会一致で承認されました。



仲島監事に
よる監査報告

- (2) 第 2 号議案 役員の新補充の件
- 縄田常務理事より報告・説明が行われた後、辞任する理事の後任として、補充理事候補者 5 名全員の選任が全会一致で承認されました。

4. 閉会

議長より、以上をもって議事を終了した旨が告げられ、第12回定時総会はすべての次第を終了し、引き続き令和 5 年表彰が執り行われました。

Ⅱ 令和5年通年表彰

顕彰規程に基づく令和5年通年表彰のうち、企業賞（3事業所）及び特別功績賞（3名）については下記の通りです。受賞おめでとうございます。

（令和5年通年表彰の全受賞者の名簿を15～18ページに掲載しています。）

1. 企業賞（3事業所）

定期（特定）自主検査制度の定着化に顕著な功績が認められる企業（事業所）の表彰。

- 株式会社ユニバーサル建販 [群馬県支部]
- 砺波重機株式会社 [富山県支部]
- 水田重機工業株式会社 [京都支部]



企業賞
株ユニバーサル建販
代表者：若菜 剛氏



企業賞
砺波重機株
代表者：斎藤 志郎氏



企業賞
水田重機工業株
代表者：水田 義之氏

2. 特別功績賞（3名）

定期（特定）自主検査制度の定着化に顕著な功績のうち、特に社会的な功績が認められる個人の表彰。

- 北條 仁之氏
（公社）建荷協 宮城県支部研修講師
[宮城県支部]
- 松浦 孝一氏
株式会社松浦トヨタリフトサービス
[岐阜県支部]
- 藤井 開三氏
トヨタL&F広島株式会社 [広島県支部]



特別功績賞
（公社）建荷協
宮城県支部研修講師
北條 仁之氏



特別功績賞
株松浦トヨタリフトサービス
松浦 幸一氏



特別功績賞
トヨタL&F広島株
藤井 開三氏



受賞記念写真

第1号議案

令和4年度決算報告

(令和4年4月1日~令和5年3月31日)

I 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	1,455,455	1,424,961	30,494
普通預金	662,578,876	726,922,933	△64,344,057
郵便貯金	1,074,131	1,122,151	△48,020
振替貯金	6,078,194	3,918,090	2,160,104
未収会費	410,000	440,000	△30,000
未収入金	27,226,911	33,437,318	△6,210,407
前払金	1,984,074	1,675,756	308,318
棚卸資産	62,185,168	65,999,709	△3,814,541
流動資産合計	762,992,809	834,940,918	△71,948,109
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	211,532,227	197,710,539	13,821,688
電子機器等更新整備資産	190,000,000	140,000,000	50,000,000
基幹システム等再構築資産	424,386,000	477,373,000	△52,987,000
50周年記念事業準備資産	1,000,000	0	1,000,000
業務管理体制強化資産	559,841,396	559,841,396	0
記念事業積立資産	37,660,596	37,660,596	0
顕彰基金積立資産	190,000,000	190,000,000	0
運営安定積立資産	591,717,502	591,717,502	0
施設拡充積立資産	2,500,000	2,500,000	0
特定資産合計	2,208,637,721	2,196,803,033	11,834,688
(2) その他固定資産			
建物	19,299,054	20,104,079	△805,025
建物付属設備	4,438,074	5,046,460	△608,386
構築物	11,810,223	13,112,570	△1,302,347
車両運搬具	787,110	1,181,845	△394,735
什器備品	51,555,148	76,085,318	△24,530,170
ソフトウェア	57,264,697	26,095,390	31,169,307
電話加入権	3,330,912	3,330,912	0
商標権	36,264	108,144	△71,880
長期前払費用	28,560	28,560	0
敷金	23,540,663	23,539,663	1,000
保証金	21,083,600	20,957,300	126,300
その他固定資産合計	193,174,305	189,590,241	3,584,064
固定資産合計	2,401,812,026	2,386,393,274	15,418,752
資産合計	3,164,804,835	3,221,334,192	△56,529,357
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	12,524,235	11,842,293	681,942
未払法人税等	464,400	464,400	0
未払消費税等	10,649,100	6,203,300	4,445,800
前受金	3,239,490	2,702,360	537,130
預り金	5,289,345	4,738,212	551,133
賞与引当金	47,294,929	44,475,731	2,819,198
流動負債合計	79,461,499	70,426,296	9,035,203
2. 固定負債			
退職給付引当金	211,532,227	197,710,539	13,821,688
固定負債合計	211,532,227	197,710,539	13,821,688
負債合計	290,993,726	268,136,835	22,856,891
III 正味財産の部			
一般正味財産	2,873,811,109	2,953,197,357	△79,386,248
(うち特定資産への充当額)	(1,997,105,494)	(1,999,092,494)	(△1,987,000)
正味財産合計	2,873,811,109	2,953,197,357	△79,386,248
負債及び正味財産合計	3,164,804,835	3,221,334,192	△56,529,357

II 正味財産増減計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	5,400,000	2,310,000	3,090,000
受取会費	254,715,000	251,766,000	2,949,000
事業収益	1,130,695,369	1,138,606,941	△7,911,572
出版物等頒布収益	83,783,743	97,665,365	△13,881,622
検査者研修収益	220,767,055	193,059,980	27,707,075
検査指導収益	784,622,280	801,962,790	△17,340,510
運転技能講習収益	41,522,291	45,918,806	△4,396,515
雑収益	13,917,640	14,168,241	△250,601
梱包手数料収益	12,328,789	12,825,849	△497,060
雑収益	1,549,527	1,303,163	246,364
受取利息	39,324	39,229	95
【経常収益計】	1,404,728,009	1,406,851,182	△2,123,173
(2) 経常費用			
事業費	1,409,975,224	1,298,468,830	111,506,394
出版物費	49,883,271	45,072,144	4,811,127
検査者研修費	107,169,409	96,348,070	10,821,339
検査済標章費	29,885,466	28,479,179	1,406,287
運転技能講習費	30,547,260	32,461,929	△1,914,669
巡回指導費	14,472,821	8,448,682	6,024,139
登録証銘板費	1,023,000	1,518,000	△495,000
調査研究費	503,296	392,442	110,854
広報費	46,242,709	45,355,725	886,984
記念事業費	3,252,040	2,028,410	1,223,630
顕彰関係諸費	3,216,766	3,160,220	56,546
棚卸資産減耗損	2,020,522	4,825,779	△2,805,257
役員報酬	7,489,104	7,635,220	△146,116
給料手当	501,903,303	481,107,349	20,795,954
賞与引当金繰入額	42,438,735	39,718,512	2,720,223
退職給付費用	40,847,051	24,243,533	16,603,518
法定福利費	84,193,237	84,255,017	△61,780
福利厚生費	7,599,100	7,658,569	△59,469
職員通勤費	18,722,866	19,571,414	△848,548
諸謝金	919,000	864,000	55,000
旅費交通費	20,869,904	9,363,375	11,506,529
部会・委員会費	6,315,946	2,700,501	3,615,445
教育研修費	2,999,670	1,361,993	1,637,677
会議費	28,102,737	13,041,445	15,061,292
通信運搬費	38,583,818	40,963,440	△2,379,622
減価償却費	50,161,852	58,726,043	△8,564,191
消耗品費	24,724,620	15,216,825	9,507,795
修繕費	133,710	264,424	△130,714
印刷製本費	4,464,575	5,325,700	△861,125
燃料費	35,488	69,132	△33,644
光熱水料費	10,200,034	8,718,500	1,481,534
賃借料	92,568,826	92,057,847	510,979
共益費	15,005,832	15,039,507	△33,675
車両維持費	1,471,106	1,604,598	△133,492
保険料	3,390,310	3,299,040	91,270
情報システム運用費	75,305,221	53,495,068	21,810,153
委託人件費	9,362,448	11,286,798	△1,924,350
渉外費	433,711	395,308	38,403
租税公課	15,058,660	13,332,574	1,726,086
諸会費	1,885,022	1,632,367	252,655
支払手数料	15,576,247	15,924,106	△347,859
雑費	941,562	1,497,236	△555,674
未収償却額	54,969	8,809	46,160
管理費	74,126,145	73,409,913	716,232

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
役員報酬	7,489,104	7,635,220	△146,116
給料手当	38,113,976	38,204,821	△90,845
賞与引当金繰入額	3,761,055	3,662,080	98,975
退職給付費用	1,802,300	2,201,700	△399,400
法定福利費	9,029,229	9,460,852	△431,623
福利厚生費	214,353	122,912	91,441
職員通勤費	1,367,775	1,434,990	△67,215
諸謝金	3,179,200	3,038,400	140,800
旅費交通費	3,254	1,754	1,500
会議費	1,259,309	262,677	996,632
通信運搬費	842,278	495,760	346,518
減価償却費	220,716	230,209	△9,493
消耗品費	276,156	234,767	41,389
印刷製本費	1,513,007	1,507,602	5,405
光熱水料費	260,598	174,178	86,420
賃借料	2,892,480	2,892,480	0
共益費	1,531,776	1,531,776	0
保険料	107,000	107,000	0
情報システム運用費	134,800	34,800	100,000
租税公課	37,850	35,750	2,100
諸会費	69,300	126,000	△56,700
支払手数料	18,209	10,346	7,863
未収償却額	2,420	3,839	△1,419
【経常費用計】	1,484,101,369	1,371,878,743	112,222,626
【当期経常増減額】	△79,373,360	34,972,439	△114,345,799
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	-	24,272	△24,272
【経常外収益計】	-	24,272	△24,272
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	12,888	49	12,839
【経常外費用計】	12,888	49	12,839
【当期経常外増減額】	△12,888	24,223	△37,111
【当期一般正味財産増減額】	△79,386,248	34,996,662	△114,382,910
【当期一般正味財産期首残高】	2,953,197,357	2,918,200,695	34,996,662
【当期一般正味財産期末残高】	2,873,811,109	2,953,197,357	△79,386,248
Ⅱ 正味財産期末残高	2,873,811,109	2,953,197,357	△79,386,248

正味財産増減計算書内訳表

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計				法人会計	合 計
	特自検事業	技能講習	公益共通	小 計	法人会計	
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
受取入会金	-	-	2,700,000	2,700,000	2,700,000	5,400,000
受取会費	-	-	127,648,500	127,648,500	127,066,500	254,715,000
事業収益	1,089,173,078	41,522,291	-	1,130,695,369	-	1,130,695,369
出版物等頒布収益	83,783,743	-	-	83,783,743	-	83,783,743
検査者研修収益	220,767,055	-	-	220,767,055	-	220,767,055
検査指導収益	784,622,280	-	-	784,622,280	-	784,622,280
運転技能講習収益	-	41,522,291	-	41,522,291	-	41,522,291
雑収益	13,883,779	-	-	13,883,779	33,861	13,917,640
梱包手数料収益	12,328,789	-	-	12,328,789	-	12,328,789
雑収益	1,549,527	-	-	1,549,527	-	1,549,527
受取利息	5,463	-	-	5,463	33,861	39,324
【経常収益計】	1,103,056,857	41,522,291	130,348,500	1,274,927,648	129,800,361	1,404,728,009
(2) 経常費用						
事業費	1,342,782,074	67,190,730	2,420	1,409,975,224	-	1,409,975,224
出版物費	49,883,271	-	-	49,883,271	-	49,883,271
検査者研修費	107,169,409	-	-	107,169,409	-	107,169,409
検査済印章費	29,885,466	-	-	29,885,466	-	29,885,466
運転技能講習費	-	30,547,260	-	30,547,260	-	30,547,260
巡回指導費	14,472,821	-	-	14,472,821	-	14,472,821
登録証銘板費	1,023,000	-	-	1,023,000	-	1,023,000
調査研究費	503,296	-	-	503,296	-	503,296
広報費	46,242,709	-	-	46,242,709	-	46,242,709
記念事業費	3,252,040	-	-	3,252,040	-	3,252,040
顕彰関係諸費	3,216,766	-	-	3,216,766	-	3,216,766
梱卸資産減耗損	2,020,522	-	-	2,020,522	-	2,020,522
役員報酬	7,339,322	149,782	-	7,489,104	-	7,489,104
給料手当	482,158,788	19,744,515	-	501,903,303	-	501,903,303
賞与引当金繰入額	40,783,624	1,655,111	-	42,438,735	-	42,438,735
退職給付費用	39,596,468	1,250,583	-	40,847,051	-	40,847,051
法定福利費	81,104,388	3,088,849	-	84,193,237	-	84,193,237
福利厚生費	7,040,276	558,824	-	7,599,100	-	7,599,100
職員通勤費	18,182,203	540,663	-	18,722,866	-	18,722,866
諸謝金	841,600	77,400	-	919,000	-	919,000
旅費交通費	20,869,904	-	-	20,869,904	-	20,869,904
部会・委員会費	6,315,946	-	-	6,315,946	-	6,315,946
教育研修費	2,999,670	-	-	2,999,670	-	2,999,670
会議費	27,465,264	637,473	-	28,102,737	-	28,102,737
通信運搬費	37,538,016	1,045,802	-	38,583,818	-	38,583,818
減価償却費	48,684,832	1,477,020	-	50,161,852	-	50,161,852
消耗品費	24,161,380	563,240	-	24,724,620	-	24,724,620
修繕費	118,357	15,353	-	133,710	-	133,710
印刷製本費	4,304,030	160,545	-	4,464,575	-	4,464,575
燃料費	35,488	-	-	35,488	-	35,488
光熱水料費	9,646,499	553,535	-	10,200,034	-	10,200,034
賃借料	89,577,187	2,991,639	-	92,568,826	-	92,568,826
共益費	14,923,728	82,104	-	15,005,832	-	15,005,832
車両維持費	1,231,197	239,909	-	1,471,106	-	1,471,106
保険料	3,298,166	93,144	-	3,390,310	-	3,390,310
情報システム運用費	75,063,067	242,154	-	75,305,221	-	75,305,221
委託人件費	8,724,893	637,555	-	9,362,448	-	9,362,448
渉外費	415,822	17,889	-	433,711	-	433,711
租税公課	14,734,360	324,300	-	15,058,660	-	15,058,660
諸会費	1,821,272	63,750	-	1,885,022	-	1,885,022
支払手数料	15,182,987	393,260	-	15,576,247	-	15,576,247
雑費	901,491	40,071	-	941,562	-	941,562
未収償却額	52,549	-	2,420	54,969	-	54,969
管理費	-	-	-	-	74,126,145	74,126,145
役員報酬	-	-	-	-	7,489,104	7,489,104
給料手当	-	-	-	-	38,113,976	38,113,976
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	3,761,055	3,761,055
退職給付費用	-	-	-	-	1,802,300	1,802,300
法定福利費	-	-	-	-	9,029,229	9,029,229
福利厚生費	-	-	-	-	214,353	214,353
職員通勤費	-	-	-	-	1,367,775	1,367,775
諸謝金	-	-	-	-	3,179,200	3,179,200
旅費交通費	-	-	-	-	3,254	3,254
会議費	-	-	-	-	1,259,309	1,259,309
通信運搬費	-	-	-	-	842,278	842,278
減価償却費	-	-	-	-	220,716	220,716
消耗品費	-	-	-	-	276,156	276,156
印刷製本費	-	-	-	-	1,513,007	1,513,007
光熱水料費	-	-	-	-	260,598	260,598
賃借料	-	-	-	-	2,892,480	2,892,480
共益費	-	-	-	-	1,531,776	1,531,776
保険料	-	-	-	-	107,000	107,000
情報システム運用費	-	-	-	-	134,800	134,800
租税公課	-	-	-	-	37,850	37,850
諸会費	-	-	-	-	69,300	69,300
支払手数料	-	-	-	-	18,209	18,209
未収償却額	-	-	-	-	2,420	2,420
【経常費用計】	1,342,782,074	67,190,730	2,420	1,409,975,224	74,126,145	1,484,101,369
【当期経常増減額】	△239,725,217	△25,668,439	130,346,080	△135,047,576	55,674,216	△79,373,360
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
(2) 経常外費用						
固定資産除却損	12,888	-	-	12,888	-	12,888
【経常外費用計】	12,888	-	-	12,888	-	12,888
【当期経常外増減額】	△12,888	-	-	△12,888	-	△12,888
【当期一般正味財産増減額】	△239,738,105	△25,668,439	130,346,080	△135,060,464	55,674,216	△79,386,248
【当期一般正味財産期首残高】	-	-	-	-	-	2,953,197,357
【当期一般正味財産期末残高】	-	-	-	-	-	2,873,811,109
II 正味財産期末残高	-	-	-	-	-	2,873,811,109

Ⅲ 財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

- (1) 棚卸資産の評価方法について
棚卸資産の評価方法は、移動平均原価法を採用している。
- (2) 固定資産の減価償却について
減価償却の方法は、定率法を採用している。
- (3) 引当金の計上基準について
賞与引当金は、役職員の賞与金の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
退職給付引当金は、役職員の退職給付の支給に備えるため、期末要支給額に相当する金額を計上している。
- (4) 消費税等の会計処理方法について
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

2 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
退職給付引当資産	197,710,539	42,441,551	28,619,863	211,532,227
電子機器等更新整備資産	140,000,000	50,000,000	0	190,000,000
基幹システム等再構築資産	477,373,000	0	52,987,000	424,386,000
50周年記念事業準備資産	0	1,000,000	0	1,000,000
業務管理体制強化資産	559,841,396	0	0	559,841,396
記念事業積立資産	37,660,596	0	0	37,660,596
顕彰基金積立資産	190,000,000	0	0	190,000,000
運営安定積立資産	591,717,502	0	0	591,717,502
施設拡充積立資産	2,500,000	0	0	2,500,000
合 計	2,196,803,033	93,441,551	81,606,863	2,208,637,721

3 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対する額)
退職給付引当資産	211,532,227	-	-	(211,532,227)
電子機器等更新整備資産	190,000,000	-	(190,000,000)	-
基幹システム等再構築資産	424,386,000	-	(424,386,000)	-
50周年記念事業準備資産	1,000,000	-	(1,000,000)	-
業務管理体制強化資産	559,841,396	-	(559,841,396)	-
記念事業積立資産	37,660,596	-	(37,660,596)	-
顕彰基金積立資産	190,000,000	-	(190,000,000)	-
運営安定積立資産	591,717,502	-	(591,717,502)	-
施設拡充積立資産	2,500,000	-	(2,500,000)	-
合 計	2,208,637,721	-	(1,997,105,494)	(211,532,227)

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	57,924,350	38,625,296	19,299,054
建物付属設備	17,095,435	12,657,361	4,438,074
構築物	19,758,148	7,947,925	11,810,223
車両運搬具	8,787,956	8,000,846	787,110
什器備品	222,763,224	171,208,076	51,555,148
ソフトウェア	351,929,660	294,664,963	57,264,697
商標権	1,153,400	1,117,136	36,264
合 計	679,412,173	534,221,603	145,190,570

5 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	44,475,731	47,294,929	44,475,731	0	47,294,929
退職給付引当金	197,710,539	42,441,551	28,619,863	0	211,532,227

Ⅳ 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

令和4年度決算においては、「基本財産及び特定資産の明細」と「引当金の明細」を財務諸表の注記に記載しているため、省略している。

V 財産目録

(令和5年3月31日現在)

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	手元保管	運転資金として	1,455,455
普通預金	三井住友銀行東京公務部ほか	運転資金として	662,578,876
郵便貯金	ゆうちょ銀行	運転資金として	1,074,131
振替貯金	ゆうちょ銀行	運転資金として	6,078,194
未収会費	会費・入会金	公益目的事業に係る会費の未収分	410,000
未収入金	検査業検査済標準等頒布ほか	公益目的事業に係る代金の未収分	27,226,911
前払金	事務所賃借料ほか	前払分として	1,984,074
棚卸資産	出版物・検査済標準等	公益目的事業に供する出版物・標準等の貯蔵品	62,185,168
流動資産合計			762,992,809
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	三井住友銀行東京公務部ほか	役職員の退職給付に備えるための資産	211,532,227
電子機器等更新整備資産	三井住友銀行東京公務部	共用財産であり、うち81.6%は公益事業で、18.4%は管理部門の什器備品を更新、補充または拡充するための資産	190,000,000
基幹システム等再構築資産	三井住友銀行東京公務部	特自検事業の基幹システム等を更新整備するための資産	424,386,000
50周年記念事業準備資産	りそな銀行東京公務部	共用財産であり、うち81.6%は公益事業で18.4%は管理部門の協会創立50周年記念事業を行うための資産	1,000,000
業務管理体制強化資産	三井住友銀行東京公務部ほか	システムの維持管理の費用にあてるための資産	559,841,396
記念事業積立資産	りそな銀行東京公務部	周年記念事業等を行うための資産	37,660,596
顕彰基金積立資産	りそな銀行東京公務部	公益目的保有財産であり通年表彰及び周年表彰を行うための資産	190,000,000
運営安定積立資産	りそな銀行東京公務部	事業運営の安定化を図るための資産	591,717,502
施設拡充積立資産	りそな銀行東京公務部	建物および付属設備を改良又は拡充するための資産	2,500,000
特定資産合計			2,208,637,721
(2) その他固定資産			
建物	支部事務所・研修センターほか	共用財産であり、うち81.6%は公益目的財産として公1特自検および公2技能講習用に供し、18.4%は管理運営の用に供している	19,299,054
建物付属設備	支部事務所内装ほか	共用財産であり、うち81.6%は公益目的財産として公1特自検および公2技能講習用に供し、18.4%は管理運営の用に供している	4,438,074
構築物	研修用路面舗装ほか	公益目的財産であり公1特自検および公2技能講習用に供している	11,810,223
車両運搬具	小型乗用車ほか	公益目的財産であり公1特自検および公2技能講習用に供している	787,110
什器備品	パソコン・サーバーほか	共用財産であり、うち81.6%は公益目的財産として公1特自検および公2技能講習用に供し、18.4%は管理運営の用に供している	51,555,148
ソフトウェア	業務統合管理システムほか	共用財産であり、うち81.6%は公益目的財産として公1特自検および公2技能講習用に供し、18.4%は管理運営の用に供している	57,264,697
電話加入権		共用財産であり、うち81.6%は公益目的財産として公1特自検	3,330,912

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
	商標権	標章商標権ほか	および公2技能講習用に供し、18.4%は管理運営の用に供している 公益目的保有財産であり特自検事業に供している	36,264
	長期前払費用	リサイクル預託金	公益目的財産であり公1特自検および公2技能講習用に供している 車両購入時に必要な預託金	28,560
	敷金		共用財産であり、うち81.6%は公益目的財産として公1特自検 および公2技能講習用に供し、18.4%は管理運営の用に供している	23,540,663
	保証金		共用財産であり、うち81.6%は公益目的財産として公1特自検 および公2技能講習用に供し、18.4%は管理運営の用に供している	21,083,600
	その他固定資産合計			193,174,305
	固定資産合計			2,401,812,026
	資産合計			3,164,804,835
II 負債の部				
1. 流動負債				
	未払金	共益費ほか	公益目的事業に係る諸費用の未払い分	12,524,235
	未払法人税等		県民市民税均等割	464,400
	未払消費税等		消費税等の未納付額	10,649,100
	前受金		研修受講料ほか前受金	3,239,490
	預り金		所得税・地方税・社会保険料ほか預り金	5,289,345
	賞与引当金		役職員の賞与のうち当期に帰属するもの	47,294,929
	流動負債合計			79,461,499
2. 固定負債				
	退職給付引当金		役職員の退職金の支払いに備えたもの	211,532,227
	固定負債合計			211,532,227
	負債合計			290,993,726
	正味財産合計			2,873,811,109

第2号議案

役員の補充に関する件

理事の辞任に伴う補充選任について

補充理事候補者

氏名	所属
森田 将史	(株)竹中工務店
三澤 伸介	ロジスティード(株)
中野 浩二	西尾レントオール(株)
對馬 良典	(株)東洋内燃機工業社
冨澤 寿志	トヨタ L & F 群馬(株)

辞任理事

氏名	所属
洗 光範	(株)竹中工務店
鹿島 伸之	ロジスティード(株)
辻村 敏夫	西尾レントオール(株)
檜垣 隆三	(株)東洋内燃機工業社

令和5年通年表彰の被表彰者

1 企業賞（3事業所）

定期（特定）自主検査制度の定着化に顕著な功績が認められる企業（事業所）の表彰である。

（支部名簿順）

支部名	企業名
群馬県	株式会社ユニバーサル建販
富山県	砺波重機株式会社
京都	水田重機工業株式会社

2 特別功績賞（3名）

定期（特定）自主検査制度の定着化に顕著な功績のうち、特に社会的な功績が認められる個人の表彰である。

（支部名簿順）

支部名	氏名	所属会社名
宮城県	北條 仁之	(公社)建荷協 宮城県支部研修講師
岐阜県	松浦 幸一	株式会社松浦トヨタ リフトサービス
広島県	藤井 開三	トヨタ L & F 広島株 式会社

3 功績賞（33名）

定期（特定）自主検査制度の定着化に顕著な功績が認められる個人の表彰である。

（支部名簿順）

支部名	氏名	所属事業所名
北海道	岡部 元男	有限会社ふらの建機
秋田県	佐藤 輝基	トヨタ L & F 秋田株 式会社
山形県	井莉 敬介	山形小松フォークリ フト株式会社 本社サービス部 サービス課
茨城県	坂卷 学	ロジスネクスト東京 株式会社 茨城支店 日立支店
	小林 春男	日本キャタピラー合 同会社 茨城営業所
栃木県	高嶺 昭一	北関東ニチュ株式会社 営業本部 サービス部
群馬県	石田 一也	北関東TCM株式会社 サービス部
	三澤 学	ロジスネクスト関信越 株式会社 伊勢崎支店 サービス課
埼玉県	野澤 芳夫	コマツカスタマーサ ポート株式会社 東京関越カンパニー 埼玉北支店

神奈川県	下山 雅史	日立建機日本株式会社 関東支社 西関東支店 サービス課
	佐藤 勇	(公社)建荷協 神奈川県支部研修講師
富山県	能登 純平	黒部モビリティサー ビス株式会社 整備技 術グループ
石川県	古木 弘一	ケイアイフォークリフト
福井県	平田 孝一	ロジスネクスト中部 株式会社 サービス課
山梨県	清水 敏行	山梨ニチュ株式会社 サービス課
長野県	大平 範雄	飯田ゲーゼル株式会社 建機事業部 営業企画部
愛知県	山口 武士	株式会社アイチコーポ レーション 中部支店 名古屋中央カスタマ ーサービスセンター
滋賀県	藤岡 孝	(公社)建荷協 滋賀県支部研修講師
京都	川本 大輔	トヨタL&F近畿株 式会社 守山サービスセンター
大阪府	山田 稔	ロジスネクスト近畿 株式会社 守口支店
兵庫県	中山 文二	極東開発工業株式会社 特装事業部 サービス本部 ロードサービス部 北日本サービス課
	内田 誠二	(公社)建荷協 兵庫県支部研修講師
和歌山県	崎山 雅史	キャタピラー教習所 株式会社
鳥取県	中川 敦貴	(公社)建荷協 鳥取県支部運転技能 講習講師
広島県	芥川 和久	コベルコ教習所株式会社 広島教習センター
山口県	岡本 圭介	美祿車輛センター株 式会社 山口工場
香川県	上杉 弘司	トーヨースギウエ株 式会社 管理部 安全推進グループ
愛媛県	梶田 昌弘	コマツカスタマーサ ポート株式会社 近畿四国カンパニー 四国事業部 愛媛支店 南予出張所

福岡県	長 京二	株式会社筑豊製作所 福岡支店サービスグ ループ
佐賀県	古川 昌市	西九州セイビ株式会社
鹿児島県	早淵 芳明	株式会社シンコー フォークリフト鹿児島
沖縄県	金城 克也	株式会社佐久本工機 機販リース事業部 サービスセンター
	岡元 昭陽	コマツカスタマーサ ポート株式会社 九州沖縄カンパニー 沖縄支店 サービス 営業課

4 技能賞 (67名)

定期(特定)自主検査・整備に尽力し顕著な業績が認められる個人の表彰である。

(支部名簿順)

支部名	氏名	所属事業所
北海道	小谷 万也	株式会社タダノテク ノ東日本 北海道事 業部 苫小牧工場
	加藤 恭章	道央建機サービス株 式会社 整備部
	進藤 聡	留萌キゲタ港運株式 会社 整備部
青森県	賣井坂正彦	八菱興業株式会社 整備課
	相馬 真二	ロジスネクスト東北 株式会社 青森支店 サービス課
宮城県	佐藤 光一	トヨタL&F宮城株 式会社 仙南営業所 サービス
	佐藤 義彦	山中産業株式会社 本社営業部
秋田県	小玉 孝	有限会社能代重機サー ビス
山形県	皆川 元司	株式会社新庄建機
福島県	渡部 靖夫	北辰通商株式会社 日和田工場
	鈴木 剛	株式会社商報舎 二本松支店
	平林 宏一	菱浜興業株式会社 業務管理部
茨城県	八文字尋守	茨城小松フォークリ フト株式会社 水戸営業 所

栃木県	秋山 利昭	神興機械サービス株式会社 建機営業部 サービス課
	軽部 繁美	西尾レントオール株式会社 栃木営業部 栃木機械センター
群馬県	山田 幸雄	藤本重機工業株式会社
	高野 薫	北関東ニチュ株式会社 館林支店 サービス課
千葉県	安藤 徹男	有限会社安藤フォークリフト
	野村雄一郎	イマゼン株式会社
	長瀬 英治	コマツカスタマーサポート株式会社 千葉支店 習志野営業所
	吉岡 和夫	コマツカスタマーサポート株式会社 君津支店 市原サービスセンター
	丸山 健一	ロジスネクスト東京株式会社 システムサービス課
	板垣 善博	有限会社フォークリフト陽晟
東京都	井口 正喜	トヨタL&F東京株式会社
	佐藤 健	株式会社アクティオ
	嶋田 芳一	ヤンマー建機株式会社
	高橋 利夫	トヨタL&F東京株式会社
	鳥澤 幸博	ロジスネクスト東京株式会社
新潟県	齋藤 裕	株式会社スタッフサイトウ
	池野 正和	株式会社田中自動車修理工場
富山県	金谷 光浩	コマツ富山株式会社 富山支店
石川県	井戸田佳孝	ロジスネクスト中部株式会社 金沢支店 サービス課
福井県	藤 竜介	日本キャピラー合同会社 福井サービス部 福井営業所
山梨県	河西 弘志	株式会社エム・シー・エス サービス事業部
長野県	武田 昌宏	コマツカスタマーサポート株式会社 中部カンパニー リフト南信支店
	森 健二	諏訪フォークリフト

長野県	北條 明広	甲信イシコ株式会社
	瀧澤 好男	株式会社前田製作所 建設機械本部 甲信支店 大町営業所
岐阜県	牛丸 春平	新興自動車株式会社 松本工場
	谷口 信哉	ロジスネクスト中部株式会社 大垣支店 西濃サービスセンター
静岡県	飯田 幹生	静岡小松フォークリフト株式会社 富士営業所 サービス課
	池原 清貴	トヨタL&F静岡株式会社 沼津営業所 サービス課
	古谷 英樹	ロジスネクスト中部株式会社 東静岡サービスセンター
愛知県	坂本 健太	レントック大敬株式会社 豊橋サービス工場
	吉野 徹也	東海オートメンテナンス株式会社 サービス部
	石本 勇	ビューテック株式会社 車輛整備課
京都	吉岡 英隆	京都電業株式会社 フォークリフト部
大阪府	小谷 安民	株式会社アイチコーポレーション 関西支店 大阪中央カスタマーサービスセンター
	高田 洋勝	南大阪センコー運輸整備株式会社 リフト検査班
兵庫県	中井 崇史	トヨタL&F兵庫株式会社 東播営業所
和歌山県	斉藤 誠也	株式会社キナン 和歌山営業所
鳥取県	佃 敏彦	株式会社井中組 工事部
岡山県	松岡 博之	株式会社東洋工務店 機材課
	栗間 則幸	広島リフト株式会社
広島県	石野 昭彦	有限会社ダイフクサービス
	和田 羊一	林田工業株式会社
山口県	椎木 光年	山口コーウン株式会社 整備工場
香川県	本田健太郎	株式会社タクテック サービス部
愛媛県	赤瀬 光志	ロジスネクスト四国株式会社 松山支店 サービス課
	沢田 純和	四国建販株式会社 南予営業所

福岡県	許斐 勝	日立建機日本株式会社九州支社 業務部 サービスグループ
	高島 和幸	トヨタL&F福岡株式会社 福岡営業所 サービスグループ
佐賀県	太田 正志	ロジスネクスト九州株式会社 鳥栖支店 サービス課
熊本県	沼田 和久	九州重機株式会社 整備課
大分県	笹田 明治	大分興業株式会社
鹿児島県	外越 光男	有限会社サツマ建機
沖縄県	伊藝 康寿	ニッケン・リース株式会社 浦添営業所

5 考案賞 (応募件数: 41件)

定期(特定) 自主検査を主体とする検査技術、機器等に係る優秀な考案又は改善が優秀であると認められる個人又はグループの表彰である。

(1) 金賞 (3件) (支部名簿順)

支部名	氏名	所属事業所
	考案の名称	
福井県	清水 薫 出倉 龍輔	コマツサービスエース(株) 本社・整備・車検チーム
	燃料タンク用バキューム装置	
兵庫県	坂井 正二	(株)アイチコーポレーション 関西支店 神戸サービスステーション
	アウトリガービームASSY脱着治具作成	
広島県	長井 仁	(株)アイチコーポレーション 中四国支店 今治サービスステーション
	SB/SH10・11A伸縮シリンダーオーバーホール治具	

(2) 銀賞 (5件) (支部名簿順)

支部名	氏名	所属事業所
	考案の名称	
茨城県	菅原 亮 山崎 太平 藤崎 幸雄 高嶋 良一 岡崎 治剛 飯島 剛 渡邊 諒雅	日立建機ロジテック(株) 機装チーム
	フォーク脱着治具	

三重県	黒田 浩史	(株)アクティオ 三重いなベテクノパーク 統括工場 整備二課
	クレーンワイヤー交換巻取り治具作成	
京都府	川端健三郎	日立建機日本(株) 関西支社 関西サービス工場
	エルボを正確に取付ける	
	丹羽 宏	トヨタL&F近畿(株) サービス部
フォークロウサイゼロ		
香川県	永嶋 利夫 中田 隼人	(株)タクテック サービス部
	溝付油圧シリンダヘッド分解用強力リング型レンチ	

(3) 努力賞 (7件) (支部名簿順)

支部名	氏名	所属事業所
	考案の名称	
北海道	山本 勇希	日立建機日本(株) 北海道支社 北北海道支店 帯広営業所
	ペール缶オイルゲージ	
千葉県	三上 真和	日立建機日本(株) 関東支社 千葉支店 千葉営業所
	ボス内部グリス除去治具『手汚れない』	
福井県	南部 謙一 森本 緩之	トヨタL&F福井(株) 本社FE室
	工具収納スカット君 (フィールドサービスカー搭載工具収納棚)	
	岩崎 栄一 森本 心太 加藤 友浩	コマツサービスエース(株) 敦賀店
油圧ホース点検における定点管理		
愛知県	尾崎 隆二 佐藤 昌之	レンテック大敬(株) 技術統括部
	高所作業車のブームグリース塗布省力化	
三重県	植田恵美子	(株)アクティオ 三重いなベテクノパーク 統括工場 安全管理課
	吊り角度目安表示板	
高知県	藤井 佑輔	日立建機日本(株) 中国四国支社 四国支店 高知サービスセンタ
	油圧ホース圧油飛散防止治具	

令和 5 年度全国労働衛生週間にあたって

— 令和 5 年度全国労働衛生週間実施要綱 —

厚生労働省

令和 5 年 7 月 27 日付で厚生労働省厚生労働事務次官より、当協会会長あてに「令和 5 年度（第 74 回）全国労働衛生週間」の実施に伴い、協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

厚生労働省発基安 0727 第 6 号
令和 5 年 7 月 27 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会会長 殿

厚生労働事務次官
（公印省略）

令和 5 年度（第 74 回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省におきましては、国民の労働衛生意識の高揚及び産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和 25 年以来全国労働衛生週間を主唱して参りました。

本年度におきましても、令和 5 年度全国労働衛生週間実施要綱（別添）に基づき、10 月 1 日から同月 7 日までを本週間、9 月 1 日から同月 30 日までを準備期間として、

「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」

をスローガンとして、全国一斉に積極的な活動を行うことといたしました。

つきましては、この全国労働衛生週間の趣旨を御理解いただき、関係機関、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知等につきまして格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第74回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。また、中高年齢の女性を中心に、転倒などの労働者の作業行動に起因する労働災害が高い発生率となっている。人生100年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくためにも、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進とともに、労働者の健康管理や治療と仕事の両立への支援をさらに推進していく必要がある。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和4年度には904件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和4年度には710件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要がある。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっている。これらの事業場は全体の96%

を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要である。

化学物質による休業4日以上労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たない。このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない全ての危険・有害な物質への対策を強化するため、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入した。この仕組みを実効あるものとするため、ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を行うため、所要の法令改正を順次、行っているところである。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛

生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている。

さらに、建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月17日）を踏まえ、有害物質による健康障害の防止措置を義務づける労働安全衛生法第22条の規定に関連する労働安全衛生規則等11の省令の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務づける改正が実施され、令和5年4月に施行されており、事業者に求められる労働衛生対策の実施対象の幅は広がっている。

このような背景を踏まえ、今年度は、「目指そうよ二刀流こころとからだの健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場

3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
 - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務時間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
 - c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
 - d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

- (イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
 - a 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
 - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - c 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
 - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
 - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
 - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
 - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ウ) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項
 - a 事業者による労働災害防止対

- 策に積極的に取り組む旨の表明
- b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
 - c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
 - d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
 - e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
 - f 小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進
 - g ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施
 - h 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
 - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- (エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む。）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
 - b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
 - c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
 - d ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進
 - e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
 - g 特殊健康診断等による健康管理の徹底

- h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
 - a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底
 - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
 - b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
 - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
 - (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
 - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
 - c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
 - d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (カ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
 - a 各事業場における現状把握

- と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
- b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (キ) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化
- d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- e 両立支援コーディネーターの活用
- f 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ク) 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- a WBGT値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
- b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
- c 救急措置の事前の確認と実施
- d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (ケ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
- b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- (コ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
- b ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
- c 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
- d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- e 中小企業における団体経由産業保健活動推進助成金の活用
- (サ) 女性の健康課題に関する事項
- a 女性の健康課題に関する理解促進のための取組の実施
- b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講

- c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用
- イ 労働衛生 3 管理の推進等
- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
 - a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
 - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - e 現場管理者の職務権限の確立
 - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
 - (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
 - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 事務所や作業場における清潔保持
 - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
 - (ウ) 作業管理の推進に関する事項
 - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
 - (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
 - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
 - (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項
 - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
 - (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
 - (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
 - (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項

ウ 作業の特性に応じた事項

- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) じん肺健康診断の着実な実施
 - (d) 離職後の健康管理の推進
 - (e) その他地域の実情に即した事項
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 騒音健康診断の実施
 - b 聴覚保護具の使用
 - c 騒音障害防止対策の管理者の選任
- (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働

衛生管理対策の推進に関する事項

- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
 - (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項
- エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
- (ア) 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
 - (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項
- オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
- a 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - b その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

令和5年度建設荷役車両特定自主検査強調月間 「特自検の適正実施」を重点に

主唱 建荷協 後援 厚生労働省・経済産業省 協賛 関係7団体
本年11月全国一斉に実施

今年で39年目を迎える「令和5年度建設荷役車両特定自主検査強調月間」は、「ゼロ災害の意識を持って 特自検」をスローガンに、登録検査業者及び事業者における「検査の実施体制」及び「検査対象機械の管理体制」の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることといたしました。

この月間は、厚生労働省・経済産業省後援、中災防、建災防、陸災防、港湾災防、林災防、建機工、産車協の関係7団体の協賛のもとに11月に全国一斉に展開されます。

各事業者の皆さまにおかれましては、本運動の趣旨をご理解の上、強調月間の実施事項を再確認されるようお願いいたします。

各事業者が行う実施事項

(1) 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者は、それぞれの立場において次のことを実施してください。

- 「特定自主検査業務点検表」(次頁以降掲載)及びその解説(11月号掲載予定)[検査業者用又は事業内用]を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理が適正に行われているか、業務点検を行ってください。

- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行ってください。

(2) フォークリフト・不整地運搬車、車両系建設機械等を使用する事業者及びリース・レンタル事業者は、それぞれの立場において次のことを実施してください。

- 特自検が計画的に実施されているか確認してください。

- 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認してください。

- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認してください。

実施にあたりご不明な点などございましたら最寄りの当協会支部にご相談ください。

なお、例年通り「令和5年度特自検強調月間」に際し、強調月間リーフレット(A4版)、ポスター(B2版)等を制作します。9月25日頃までに会員および会員の特自検実施事業所にお送りさせていただきますので、是非とも掲示および広報賜りますようお願い申し上げます。



令和5年度強調月間リーフレット

特定自主検査業務点検表 [事業内用]

BP-YC-04-B

事業内検査を行う事業者は労働安全衛生法に基づき、自社における特定自主検査を適正に行わなければならない。

この点検表は、自社で行っている特定自主検査業務が適正に実施されているかどうか、定期に、自己点検をする為のものです。

特定自主検査が適正に行われるよう、常に心掛けていただくことはもちろんですが、この点検表を使って、少なくとも年1回（例えば、11月の特定自主検査強調月間行事の一環として）、自社の特定自主検査の実施状況をチェックしてください。点検の結果、不適正な項目がありましたら、直ちに改善するようにしてください。

検査実施事業所名		点検責任者 職氏名	
点検年月日	年 月 日	点検者 職氏名	

「*」のある項目は法令・通達にて定められた項目。 判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「-」をそれぞれ記入し、検査者の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入すること。

区分	No.	項目				判定	備考	
組織・管理	1	特定自主検査業務全般を統括する責任者として、機械管理責任者を選任している						
	2	必要に応じて機械管理責任者を補助する、検査実施責任者を選任している						
	3	標章の払出や「標章受払簿」「標章貼付簿」等の管理をする標章管理者を選任している						
	4	教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査者毎に管理している						
社内・その他		教育内容	判定	建荷協	研修・教育			
					* 検査者資格取得研修			
					* 能力向上教育			
					実務研修			
			安全教育					
				特定自主検査セミナー				
機械の管理	5	自社の保有機一覧表を整備し、検査対象機械の名称、型式、製造番号、特定自主検査の実施日等を分かりやすく記載している。						
	6	年間安全衛生計画の中で検査対象機械ごとに検査実施時期等を定めている						
	7	検査の実施状況を定期的に、チェックし、遅滞なく検査を実施している						
	8	* 検査対象機械は、1年に1回（不整地運搬車は2年に1回）、定期に、漏れなく検査を行っている						
検査者	9	検査者名簿を備えている。（検査者名簿とは誰がどの資格を保有しているのか、機械等の種類ごとに何名の検査者がいるのかを把握するためにまとめたもの）						
	10	* 機械等の種類ごとに検査者を配置してある		人数	判定			
	11	フォークリフト						
	12	不整地運搬車						
	13	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）						
	14	車両系建設機械（基礎工事用）						
	15	車両系建設機械（締固め用）						
	16	車両系建設機械（コンクリート打設用）						
	17	高所作業車						
	18	検査者の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している						
	19	過去3年間の検査者の資格証の写しをファイルしている						
20	検査資格者を明確にするために検査者標識（ワッペン、腕章等）を装着している							
検査機器	21	検査機器台帳を備えている						
	22	検査機器は1台以上保有し、検査者の人数に対して適正である						
	23	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある						
			台数	判定	整備状況	台数	判定	整備状況
	①圧力計 (コンプレッションゲージ)	ディーゼル用 ガソリン用				⑤油圧計		
	②回転計					⑥電圧計		
	③シックネスゲージ					⑦電流計		
	④ノズルテスター					⑧探傷器(又はカーチェック等)		
						⑨磨耗ゲージ		

区分	No.	項目	判定	備考	
検査済 標章	24	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている			
	25	標章受払簿を備えている			
	26	標章の貼付位置は適切である			
	27	標章受払簿の残数と現物が一致している			
	28	標章はロッカー等施設設備のある箇所に保管している			
	29	年末残数の廃棄処理を適切に行っている			
	標章受 払簿	30	標章の受払は適正に記載されている		
		31	受入数、払出数、残数に差異がない		
		32	標章の受払都度、又は、月（週）毎等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である		
33		廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている			
標章貼 付簿	34	3年間保存している			
	35	標章番号順等系統的に記載されている			
	36	記載事項に漏れがない			
	37	再発行の場合、適用欄に旧標章番号を記載している。			
	38	標章番号に欠番はない			
	39	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している			
	40	紛失した標章は、紛失理由を記載してある			
	41	一人一日あたりの検査台数は適正である			
帳 簿 等	42	3年間保存している			
	43	特定自主検査記録表は、標章番号別、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的に全てファイルされている			
	44	* 記載事項に漏れはない			
	45	メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号			
	46	* 特定自主検査実施年月日			
	47	* 特定自主検査を実施した者の氏名（有資格者である）が自署している			
	48	機械責任者名が自署している			
	49	* 検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない			
	50	該当しない箇所は「該当なし（－）」が記されている			
	51	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している			
	52	* 検査の結果、異常が認められた箇所は、直ちに補修その他必要な措置をとり、正常な状態に修復している			
	53	未補修事項がある場合は補修を確認してから標章を貼付することとしている			
	54	検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている			
	55	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している			
	56	* 3年間保存している			
	注意 この検査業検査の欄は特定自主検査を検査業者に依頼している場合に記入して下さい				
検査業 検査	57	検査業者が作成した特定自主検査記録表（検査結果証明書）を所定の年数（3年間）保存している			
	58	検査業者による検査の結果、異常が認められた箇所は、補修その他必要な措置を講じ、正常な状態に修復した上で標章を貼付している			
総合 判定					

点検後、この点検表と改善結果は関係帳簿等と一緒に3年間保管して下さい。

©2019 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

特定自主検査業務点検表 [検査業者用]

BP-YC-02-C

検査業者名				点検年月日	年	月	日
登録番号	第	号	区分	本社・検査事務所	点検責任者 職氏名		
検査事務所名				点検者 職氏名			

「*」のある項目は法令・通達にて定められた項目。判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「-」をそれぞれ記入し、検査員の数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入すること。

区分	No.	項目				判定	備考	
組織・管理	体制	1	本社において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している					
		2	検査事務所毎の検査員は指名され、配置状況が管理されている					
		3	検査事務所に対する内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している					
		4	本社の内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している					
		5	検査事務所における検査実施状況を把握している					
		6	各検査事務所において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している					
	報告	7	* 特定自主検査実施状況報告書を労働局長（大臣登録検査業者にあつては厚生労働大臣）に提出している（4月1日～翌3月31日の状況について、4月30日迄に報告している。）					
		教育	8	教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査員毎に管理している				
	社内・その他		教育内容	判定	建荷協	研修・教育		
						* 検査業者検査員資格取得研修		
						* 能力向上教育		
						実務研修		
					安全教育			
					特定自主検査セミナー			
掲示	9	最新の検査業者登録証写しを依頼者に見やすい場所に掲示している						
	10	* 検査業者の氏名若しくは名称又は住所、代表者の氏名、特定自主検査を行うことができる機械等に変更はない						
	11	検査料金を依頼者に見やすい場所に掲示している						
	12	検査業者であることを示す銘板等を見やすい場所に掲示している						
	13	検査員を一覧表等にして掲示し明確にしている						
検査員	14	検査員名簿を備えている						
	15	*	機械等の種類ごとに有資格者が2人以上いる	登録の有無	人数	判定		
			フォークリフト	有・無				
			不整地運搬車	有・無				
			車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）	有・無				
			車両系建設機械（基礎工用）	有・無				
			車両系建設機械（締め用）	有・無				
		車両系建設機械（コンクリート打設用）	有・無					
		高所作業車	有・無					
	16	検査員の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している						
17	過去3年間の検査員の資格証の写しをファイルしている							
18	検査資格者を明確にするために検査員標識（ワッペン、腕章等）を装着している							
業務規程	19	業務規程を検査事務所に備え、関係者に周知している						
	20	* 業務規程に定めた下記事項に基づき業務を行い、業務規程と実際の業務に相違がない						
	21	・各検査事務所（統括責任者、所在地・電話番号・郵便番号）						
	22	* ・特定自主検査を行うことができる機械等の種類						
	23	* ・検査料の額及び収納方法に関する事項						
	24	* ・特定自主検査記録表（検査結果証明書）の発行に関する事項						
	25	* ・特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項						
	26	* ・休日、営業時間、検査場所						
	27	* ・出張検査の要領						
	28	* ・検査済標章の発行及び管理						
	29	* ・記録表（検査結果証明書）、検査済標章の再発行						
	30	* 業務規程の変更を行った際、業務規程変更報告を労働局長（大臣登録検査業者にあつては厚生労働大臣）に報告している						

区分	No.	項目	判定	備考					
検査機器	31	検査機器台帳を備えている							
	32	* 検査機器は1台以上保有し、検査員の人数に対して適正である							
	33	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある							
			台数	判定	整備状況	台数	判定	整備状況	
		①圧力計 (コンプレッションゲージ)	デジタル用			⑤油圧計			
			ガソリン用			⑥電圧計			
		②回転計				⑦電流計			
		③シックネスゲージ				⑧探傷器(又はカーチェック等)			
		④ノズルテスター				⑨磨耗ゲージ			
	検査済標章	34	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている						
35		標章受払い簿を備えている							
36		標章の貼付位置は適切である							
37		標章受払簿の残数と現物が一致している							
38		標章はロッカー等施錠設備のある箇所に保管している							
帳簿等	39	年末残数の廃棄処理を適切に行っている							
	40	標章の受払は適正に記載されている							
	41	受入数、払出数、残数に差異がない							
	42	標章は受払都度、又は、月(週)毎等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である							
	43	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている							
	44	* 3年間保存している							
	特定自主検査台帳・検査料収納簿	45	証明書発行番号、標章番号等、系統的に記載されている						
		46	記載事項に漏れがない						
		47	標章払出後、長期間未記載(仕掛り)のものが無い						
		48	検査記録表、標章を再発行した場合、再発行年月日を適用欄に記載されている						
		49	再発行の場合、再発行受領書を受領している						
		50	検査料金は業務規程どおりである						
		51	一人一日あたりの検査台数は適正である						
		52	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している						
		53	紛失した標章は、紛失理由を記載してある						
		54	* 3年間保存している						
	特定自主検査記録表(検査結果証明証)	55	特定自主検査記録表(検査結果証明書)の控は月別、証明書発行番号順等、系統的にファイルされている						
		56	記載事項に漏れはない						
		57	* 特定自主検査を受けた者の氏名・名称及び住所						
		58	* メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号						
		59	* 特定自主検査実施年月日						
60		* 特定自主検査を実施した者の氏名(有資格者である)が自署している							
61		検査事務所責任者名が自署している							
62		* 検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない							
63		該当しない箇所は「該当なし(-)」が記されている							
64		適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している							
65	* 補修等が必要と認められる場合、検査依頼者への連絡等措置の状況を記載している								
66	未補修事項がある場合は事業者が補修してから標章を貼付するように要請している								
67	記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている								
68	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している								
69	* 3年間保存している								
日報	70	作業日報と記録表(検査結果証明証)で検査員および検査日が一致している							
	71	3年間保存している							
総合判定									

点検後、この点検表と改善結果は関係帳簿等と一緒に3年間保管して下さい。

© 2019 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

広報

特自検Q&A

第21回

建設荷役車両安全技術協会 本部

皆様から建荷協にお寄せいただいた「特定自主検査業務に関わる質問」の中より、重要なもの、繰り返しいただいたもの等をQ&Aの形で紹介しています。

より適正な検査の実施および信頼される特自検管理業務の参考にしていただければ幸いです。

1. 特自検検査料金の代理請求について

Q1：登録検査業者Bと常時取引のある事業者Aの車両がBの検査管轄外であるY地区で稼働しており、特自検実施時期が到来しました。

事業者Aは、検査業者Bに特自検の依頼をしましたが、Y地区は遠隔地であり、Bが実施できないため、Y地区の知り合いの登録業者Cに代行検査を依頼しました。

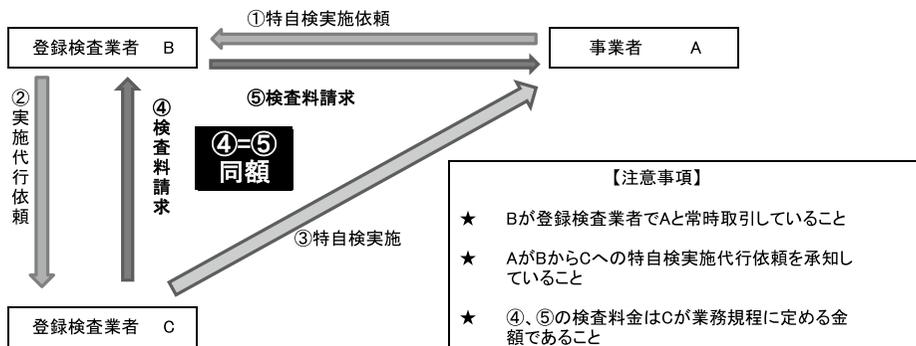
AとCは取引経歴がないため、検査料金はCからB経由でAに請求され、支払いもAからB経由でCに支払われました。

この場合の注意すべき点は、どんなことでしょうか。

A1：特自検実施義務者（事業者）Aと特自検実施業者Cとの間に第三者Bが介在すると、検査料金の値引きや中間搾取等が懸念されるため、例えば次の条件をみたすことが望ましいと考えられます。

- 1) Bが登録検査業者でAと常時取引していることが認められること。
- 2) Aの特自検実施を、BからCに依頼することをAが承知していること。
- 3) CからBへの検査料金が、Cが業務規程に定める金額であること。
- 4) BからAへの検査料金請求金額は、Bが業務規程に定める金額ではなく、3)と同額であること。

従って、特自検業務は事業者Aと特自検実施業者Cとの間で行われており、登録検査業者Bは、検査の依頼と検査料金の収受を代行したことになります。これを図示すると以下ようになります。



次に業務処理方法としては、例えば、

- 1) Cが発行する特定自主検査記録表の「使用者住所氏名又は名称」欄及びCの特自検台帳の「検査依頼会社名」欄には、事業者Aを記載すること。
また、摘要欄に検査業者Bを記載し、代理請求であることを明記しておくこと。
- 2) 検査済標章は、Cが検査実施日等を記入し、特定自主検査記録表とともに検査結果をAに報告し、手渡すこと。
- 3) 検査実績は、Cの実績とすること。
- 4) CはBがAに請求した請求書のコピーを受取り、Cの業務規程通りにAに請求されている確証を保存しておくこと。
などが考えられます。

2. 検査実施日について

Q2：特自検を前倒しで実施した場合、記録表には、自動車の車検と同じように前年度と同じ検査実施日にして良いでしょうか。

A2：記録表に記入する検査日は、必ず、実際に検査を実施した年月日を記入して下さい。

参考に、安衛則第151条の23を下記に示します。

(定期自主検査の記録)

第151条の23 事業者は前2条の自主検査を行なったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。

- 一 検査年月日
- 二 検査方法
- 三 検査箇所
- 四 検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

註：回答中の枠囲みは「法令」を示します。

特自検に係るご質問をお待ちしています。
質問が採用された方には、薄謝を進呈します。
質問は以下の方法でお寄せ下さい。
•メールにて（E-mail：koho@sac1.or.jp）
•FAXにて（FAX：03-3221-3665）

イラスト災害事例

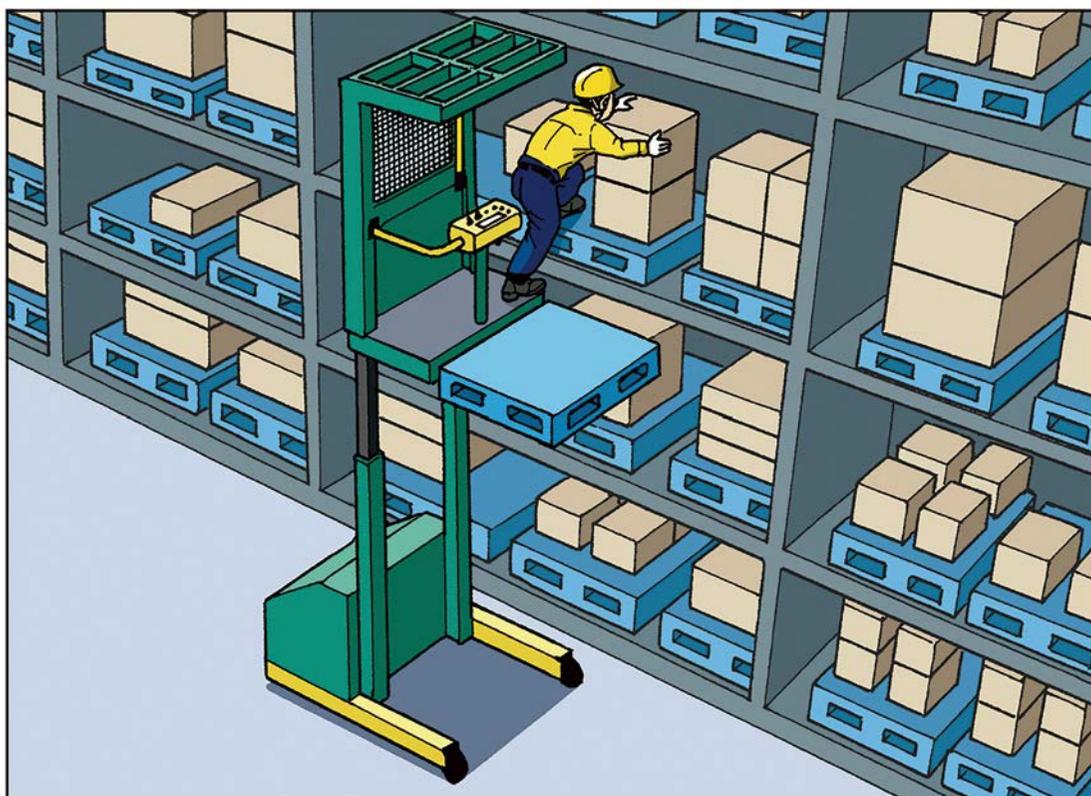
車両系荷役運搬機械および車両系建設機械・高所作業車(特自検対象機械)の労働災害事例について、災害発生前と発生後をイラストにして説明しています。職場の皆様でご覧になり、安全作業、危険予知活動等にご活用ください。

1. 車両系荷役運搬機械の災害事例

【分類】 起因物：フォークリフト 事故の型：墜落・転落

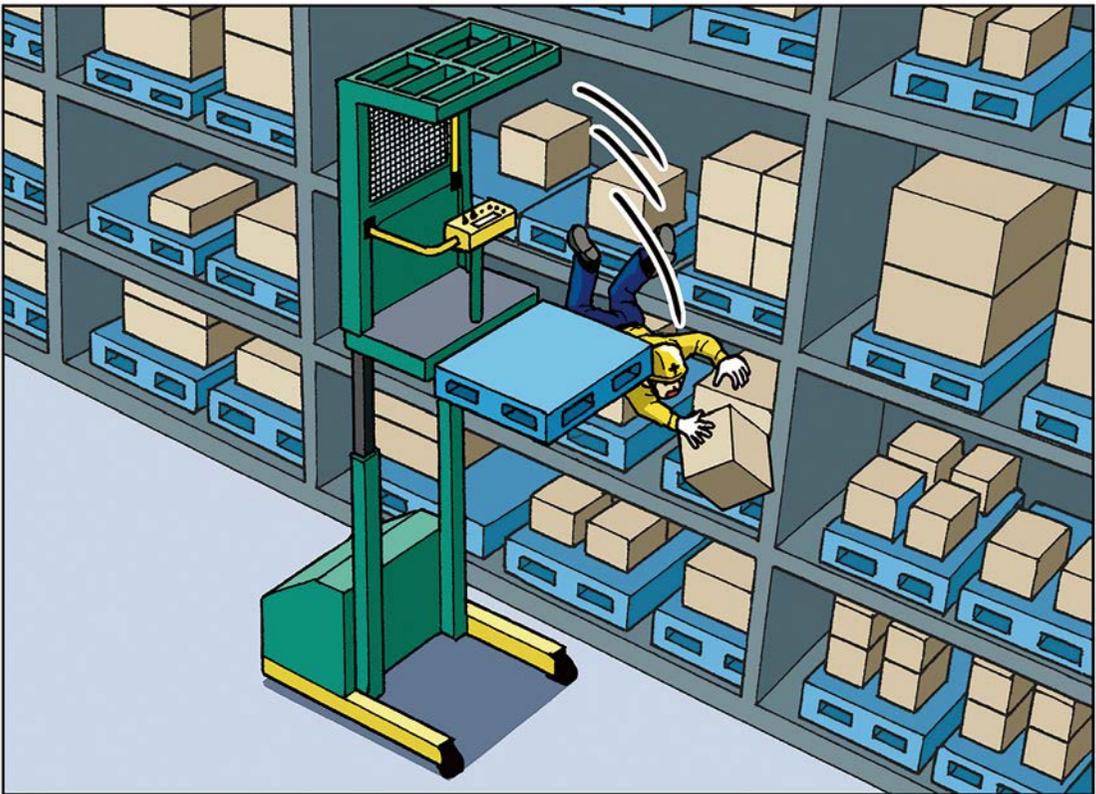
1-1 どんな危険が潜んでいるのでしょうか…(この状況で予知される災害は?)

ピッキングフォークリフト(運転席が荷台装置とともに昇降して荷物を出し入れするフォークリフト)のフォークを約2.8mまで上昇させ、倉庫棚から商品を取り出そうとしています。



1-2 どうすれば防げるでしょうか… (こんな災害が発生しました)

取り出し作業中に、バランスを崩して地上まで墜落し、頭部を損傷しました。



【災害発生防止のポイント】

- 運転台の手すりは確実に使用し、高所作業の場合は、保護帽（ヘルメット）を着用し、墜落制止用器具（※）を使用する。
- 運転台から他の構造物（倉庫棚等）への乗降は行わない。

※墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

2. 車両系建設機械等の災害事例

【分類】 起因物：高所作業車 事故の型：その他

2-1 どんな危険が潜んでいるのでしょうか…（この状況で予知される災害は？）

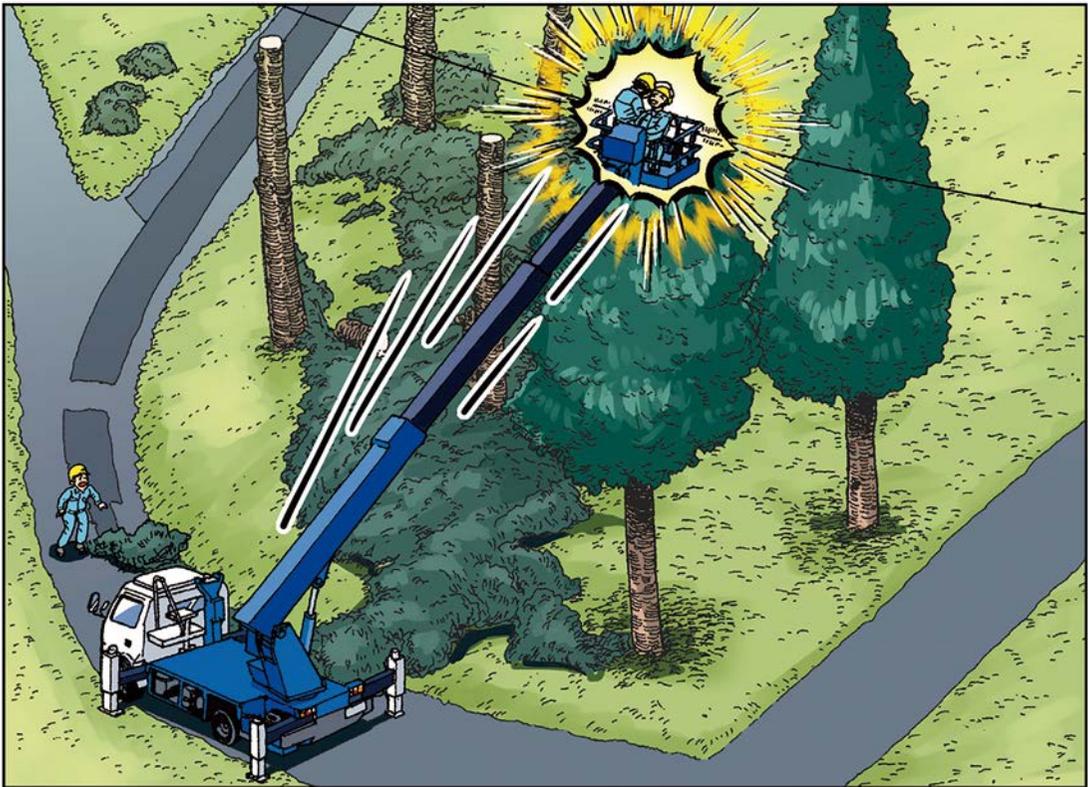
ゴルフ場の改修工事において、高所作業車（トラック型・伸縮ブーム）に作業員2人が乗り込み、工事予定箇所の樹木を伐採しています。該当箇所伐採後、次の作業に移るため、旋回しようとしています。

なお、高所作業車と樹木の間には鉄道の送電線（66,000V、推測高さ8.4m）が通っています。



2-2 どうすれば防げるでしょうか… (こんな災害が発生しました)

旋回したところ、高所作業車のバスケットが誤って送電線に触れ、作業員2人が感電しました。



【災害発生防止のポイント】

- 事前に所管の電力会社に相談して、作業計画を立てること。また作業指揮者に、その計画に基づき作業の指揮を行わせること。
- 送電線の近くで作業をするときは、クレーン等に準じ、送電線から安全距離を確保すること。

参考：安全距離の例（東京電力パワーグリッド(株)の例）

電圧		東京電力パワーグリッドがお願いしている安全な離隔距離
配電線	100V・200V	2m
	6,600V	2m
送電線	22,000V	3m
	66,000V	4m
	154,000V	5m
	275,000V	7m
	500,000V	11m

(提供：東京電力ホールディングス)

新型ミニショベル 7 型シリーズの開発

中田 信也*

1. はじめに

この度、当社のミニショベルとしては約 9 年ぶりとなる後方小旋回機のモデルチェンジを行い、2023年 5 月から販売を開始した。当社 7 トン、13 トンクラスの重機ショベルと同じく「Performance X Design」をコンセプトに従来機から好評である諸元・機能を踏襲し、昨今求められる CO₂ 排出削減とストレスなく快適に運転頂ける機械として開発を行った。

今回、この 7 型シリーズ「SK55SR-7、SK45SR-7、SK35SR-7、SK30SR-7」の新規搭載機能と特長について説明する。

シート後方にも設置。また、右窓及び後方窓下へも吹き出し出し口を設け、欧州規格にも適合したデフロスタ機能を確保した。また、エアコン操作パネルを大型にし、バックライトを設けることで視認性と操作性を向上させた。



エアコン操作パネル

2. 新規搭載機能の概要

1) エアコンディショナー（エアコン）

従来機同様にキャビン仕様ではエアコンが標準装備される。オペレータの全身を包み込む快適なエアが供給できるように吹き出し口をシート前方に加え、



エアコン吹き出しイメージ

2) オートデセル、低燃費モード

電子制御エンジンの採用に伴いアクセルコントロールは従来のレバー式からダイヤル式へ変更することでエンジン回転調整の操作性向上を図った。それらに合わせ、以下の機能を設定。

作業現場での機械待機時の燃料消費と騒音削減のため、オートデセル機能を設定。4 秒間レバー操作が無かった場合、エンジン回転をローアイドルへ抑える。また、レバー操作が入るとスムーズにエンジン回転を初期の設定回転まで復帰させる。デセル機能の活用により、エンジン回転ハイアイドル

* コベルコ建機株式会社 技術開発本部 ショベル開発部 小型ショベル開発グループ長

時に対してSK55SR-7で30%、SK35SR-7で40%の燃料消費に抑えることができる。

また、低燃費モードは運転席前方にあるカラーマルチディスプレイ上のボタンで容易に選択でき、燃費消費を抑えながら作業量を大きく損なわないエンジン回転数へ制限を行う。低燃費モードによりエンジン回転ハイアイドル時に対してSK55SR-7，SK35SR-7共に75%の燃料消費に抑えることができる。



カラーマルチディスプレイ
オートデセル／低燃費モードスイッチ

3) 流量調整機能

多様な作業内容に応じて、油圧フォークやニブラといったようなバケット以外の各種アタッチメントが装着される。その場合、アタッチメントと母機側とのマッチングにより作業内容やオペレータの好みに対して作業スピードがマッチしない状況が発生する。ハンドコントロールプロポーションレバー（HCPレバー）仕様において、カラーマルチディスプレイ上で流量レベルを設定し、各種アタッチメントの作動速度を変更、登録できる機能（6パターンまで登録可能）を設定。メインコントロールバルブ内のスプールのストローク量を電磁

比例弁にて制限することにより流量をコントロールしている。



流量調整画面



HCPレバー

4) パスワードエンジンスタート

作業期間中に作業現場に機械を保管される場合やレンタル機として管理されている場合など、機械盗難に対するセキュリティ強化を望まれるユーザー様に対して、4桁の暗証番号を設定し、適合した暗証番号でなければエンジンが始動しない機能を設定。本機能はカラーマルチディスプレイ上で視認しながら複雑な操作なく設定することができる。



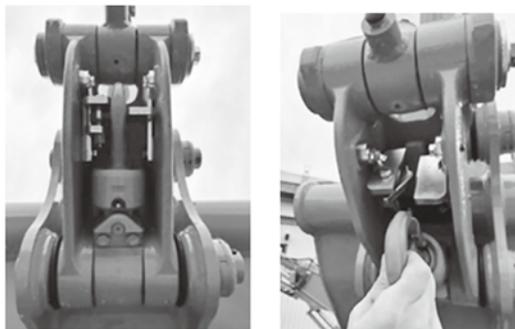
パスワード入力画面

5) クレーン仕様のワンタッチフック

クレーン機能使用時はバケットリンクに収納されたクレーン用フックを引き出し、未使用時は格納する。従来機ではフックの格納時、専用ピンで固定していたが、ピンの脱落や紛失によりフックが格納できないまま通常の掘削作業が行われ、フックが破損する事例もあった。ま

た、オペレータも専用ピンの脱着が伴うためフック引き出しや格納作業の煩わしさを感じていた。

それらを解消するために、ワンタッチでフックの引き出しと格納ができる構造を採用。フック引き出し時はレバーを押しロックを解除、格納時はバケットリンク内へ押し込むだけでロックされる。



クレーンフックの格納

3. SK55SR-7 / SK45SR-7 の特長

本モデルは、重機ショベルから展開した騒音低減とメンテナンス性に優れたエンジン冷却システムiNDr (Integrated Noise & Reduction cooling system) を従来機から踏襲し搭載。静かな住宅地での稼働音や解体作業など粉塵が多い現場などでの冷却器のメンテ性において高い評価を得ていることから継続採用した。また、後端半径を車幅10%まで拡大したことによる優れた安定性、吊り能力、クラストップクラスの作業範囲も従来機から維持。

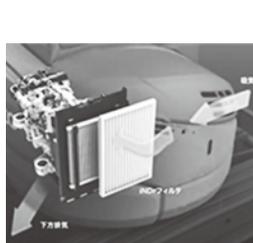
今回、上記従来機の高評価点を維持する中、さらに作業性能の向上を図るため、メインコントロールバルブ内のスプール開口を含めた油圧回路の最適化を行い、掘削動作時の動力ロスを軽減することで、当社試験方式にてサイクルタイム（掘削→旋回→

排土→復帰）が従来機比で4.2～4.4%早くなり、作業効率UPへ繋がることとなる。また、走行配管の圧損低減と走行ユニットの変更により、平地速度でSK55SRが12%、SK45SRが5%、登坂速度で10%の向上を図っている。

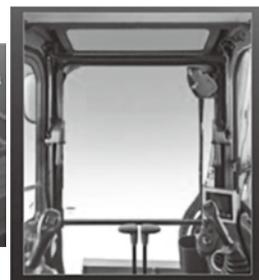
また、キャビン仕様ではスクエア形状によるゆとりある室内空間を確保しながら、従来機からワイパー位置の見直しや天窓の拡大による視界性UPに加え、右窓を前後スライドサッシュュとすることで機械周囲作業業者とのコミュニケーションがとり易くなるなど、細かな点において安全性と快適な運転空間を提供する。



SK55SR-7 外観（キャノピ仕様）



iNDr概略図



キャブ仕様視界

表 1 SK55SR/SK45SR-7 主要諸元

機種名	SK55SR-7	SK45SR-7
バケット容量(m ³)	0.15	0.14
エンジン出力 (kW/mini-1)	29.1 2,400	29.1 2,400
全高(mm)キャノピ	2,530	2,530
全幅(mm)	1,960	1,960
全長(mm)	5,500	5,280
後端半径(mm)	1,170	1,170
旋回速度(min-1)	8.5	8.5
走行速度(km/h) 1速/2速	2.4/4.5	2.2/4.2
スイング角度(度) 左/右	70/59	70/59
最大掘削深さ(mm)	3,890	3,440
最大掘削半径(mm)	6,240	5,850
最大掘削高さ(mm)	5,950	5,750



S355SR-7 外観 (キャノピ仕様)



キャブ 新型機 7 型

従来機 6 型

4. SK35SR-7 / SK30SR-7 の特長

本モデルは、SK55SR、SK45SR同様に自社独技術であるエンジン冷却システムiNDRを従来機から踏襲し搭載。

ゼロテールである後端半径や作業範囲は従来機から変更なく、作業性をキープし、更にバケットシリンダのサイズUPにより、バケット掘削力を従来機比16%向上させ、よりスムーズな掘削作業を可能にした。

また、キャビン仕様では、従来のスライド方式のドアからヒンジ式のドアへ変更し乗降間口面積を従来機比で約25%UPさせ、作業現場で頻度の多い乗降時のストレス軽減へ繋がっている。

さらに、ゴムクローラ装着時の地面とのスプロケット浮き量を低減することで接地長を延長し、縦方向の動安定性の改善を図っている。なお、スプロケット高さは鉄クローラ装着時の走行振動悪化に繋がらない、最適値を選定した。

表 2 SK35SR/SK30SR-7 主要諸元

機種名	SK35SR-7	SK30SR-7
バケット容量(m ³)	0.10	0.08
エンジン出力 (kW/mini-1)	18.9 2,400	18.9 2,400
全高(mm)キャノピ	2,510	2,510
全幅(mm)	1,700	1,550
全長(mm)	4,820	4,730
後端半径(mm)	850	775
旋回速度(min-1)	8.2	8.2
走行速度(km/h) 1速/2速	2.5/4.4	2.5/4.4
スイング角度(度) 左/右	70/60	70/60
最大掘削深さ(mm)	2,970	2,780
最大掘削半径(mm)	5,350	5,200
最大掘削高さ(mm)	5,040	5,050

5. 解体仕様の概要

本モデルでは、解体をはじめとする過酷な作業現場にマッチした解体仕様機として

SK55SRD、SK45SRD、SK30SRDの3機種を新規設定。

解体仕様機では標準機をベースに強度・耐久性の向上と運転席の安全性向上を図っている。作業装置においては、バケット、アーム、ブームへ補強材の追加による強化と各種シリンダへはロッド保護カバーを装着。また、下部走行体のアンダカバーも標準仕様の1.5倍の板厚へ強化することで、走行時の下部からの突き上げ等に対する損傷防止へ貢献している。



SK55SRD-7 解体仕様 外観

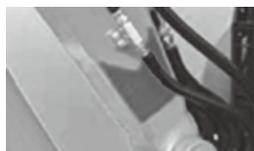


SK30SRD-7 解体仕様 外観



アーム補強 (上下)

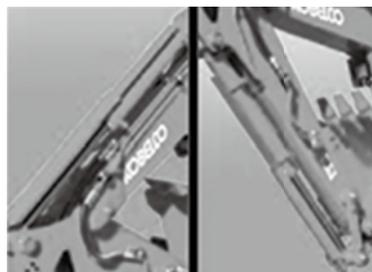
運転席に対しては、解体作業時のガラ飛散からオペレータを保護するために、前方視界を妨げにくい格子ガードをキャノピ仕様、キャブ仕様ともに装備。従来標準機でも設定のあった目の細かい網ガードも選択可能。



ブーム補強



下部アンダカバー強化



シリンダカバー (アーム、バケット)



格子ガード

6. おわりに

重機ショベルメーカーとしての技術力を駆使した開発に固執することなく、お客様の声を十分に吸い上げ、その中からミニショベルならではの本質的な機械要件を創出、機械性能や機能によらない更なる価値を創造し、提供できるように取り組んでいきたい。そして、更なる高い価値の商品や環境に配慮した商品の開発を進めることで、ますます厳しくなる社会環境への要請に応えていく所存である。

みんなが知っておきたい！ インボイス制度と改正電子帳簿保存法

税理士・中小企業診断士 根津 信之

261号(2022-9月)から開始した連載講座「みんなが知っておきたい！インボイス制度と改正電子帳簿保存法」が、本号で第7回(最終回)を迎えました。根津様には、お忙しい中ご執筆いただき、改めて御礼申し上げます。

最終回は、いよいよ本年10月より施行される「インボイス制度」、2年間の猶予期間を経て令和6年1月より義務化される「改正電子帳簿保存法」についてのまとめとなります。

ご不明な点は第1回～6回も併せてお読みいただき、両制度に対し、万全の準備を整えていただければ幸いです。

1. はじめに

今回は第7回、最終回となります。今回は最終回ですので、インボイス制度と改正電子帳簿保存法をまとめてご説明いたします。

2. インボイス制度

(1) 概要

インボイス制度とは、令和5年10月1日から始まる消費税に関する新しい制度です。

インボイスとは、6つの必要事項を記載した領収書・請求書等のことで、買手が消費税の計算において、控除をするために必要となる書類のことで、

インボイスを発行するには、事前に国税庁に申請をし、国税庁からTから始まる登録番号を発行してもらわなければなりません。

インボイス登録をした場合には、消費税の免税制度が適用されなくなり、(前々年の)売上が1,000万円以下であっても消費税を国に申告・納付する必要があります。

つまり、今まで消費税を国に支払っていない免税事業者が、売上先にインボイスを発行することは、消費税の負担が増加することになります。

一方で、買手(原則課税事業者の場合)からするとインボイスを仕入先等から発行してもらえない場合には、消費税の控除が一部できず、国に納付する消費税の負担が増加します。

つまり、この制度の大きな問題は、インボイス制度が始まると、免税事業者(売手)と原則課税事業者(買手)が取引すると、どちらかの消費税の負担が増加することです。

(2) インボイスの記載事項

インボイスは、請求書・領収書・納品書などが該当し、消費税の控除に必要なものです。

インボイスに記載しなければならない6つの項目は、以下の通りです。従来の領収書等と大きく異なるのは、「インボイス登録番号」を記載することと「消費税額等」の端数処理が1回になったことです。

【インボイスに記載が必要な6項目】

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

インボイスの交付に当たってはいくつか注意すべき点があります。

一つ目はインボイス登録をしていない者が虚偽の登録番号を記載し、インボイスに似た書類を発行すると罰則があることです。インボイス登録をしない場合には、インボイス以外の「登録番号」を領収書等に記載しないようご注意ください。

二つ目は、誤ったインボイスを発行した場合には、修正するのではなく、再発行が必要になることです。そのため、できるだけ手書きのインボイスの発行を少なくした方が良いでしょう。手書きのインボイスを発行しなければならない場合には、登録番号などインボイスに必要な項目を印字したものを使うか、ゴム印などを使って誤りのないインボイスを作成するようにしましょう。

(3) インボイス登録の必要性

インボイス登録するかどうかの判断は

- ① 自社の消費税負担の増加金額
- ② 売上先がインボイスを必要としているか
となります。

自らが消費税を申告している場合には、インボイス登録によるデメリットはほとんどないことから、インボイス登録を行いましょう。自らが消費税の申告・納付をしていない場合にはインボイス登録による消費税負担の増加額の確認と、自社の売上先がインボイスを必要としているかどうかを確認しましょう。

消費税の負担の増加の影響を試算することも重要で、2割特例を適用できる事業者であれば消費税の負担はそれほど大きい金額にはなりません。2割特例が適用できなくなる後の事も考え、将来の消費税の負担金額も確認しましょう。

また、インボイス登録をしない場合には、今後、自社の売上が大きく減少する可能性も否定できません。そこで売上先がインボイスを必要としているかどうかを確認する必要があります。自社の売上先が消費者の場合にはインボイス登録は不要となりますが、自社の売上先が事業者の場合には、インボイスの発行が必要となるケースが多くなります。

ただし、売上先が事業者であっても、売上先の消費税の計算方法によっては、インボイスが必要ないケースもあります。実際にはインボイスが必要となるかどうかは、売上先に確認をしなければわかりませんから、自社の主要な売上先に確認をすると良いと思います。一般的に自社の「売上先の会社規模が大きい」場合にはインボイス登録する必要性が高くなり、「売上先の会社規模が小さい」場合にはインボイス登録の必要性は低くなります。

(4) インボイス登録しなくてよい場合

自社の売上先が以下のいずれかの場合にはインボイス登録が不要となります。

- ① 消費者
- ② 簡易課税を採用している事業者
- ③ 2割特例を採用している事業者
- ④ 免税事業者
- ⑤ 取引が10,000円以下、かつ、売上1億円以下の事業者

ただし、インボイス登録をしない場合には新規の取引がしにくくなると思います。

(5) インボイス登録をしない場合

上記のように、自社の売上先が簡易課税や2割特例を採用する事業者又は免税事業者の場合には、インボイス登録をしないケースも考えられます。

この場合には、インボイス導入当初は、インボイス登録をしなくとも問題は生じません。しかし、インボイス登録をしていないことによって、契約に至らないケースも考えられます。

インボイス導入当初は、免税事業者へ支払った消費税の20%分が控除不可となり、それほど大きな金額にはなりません。

しかし、令和8年10月には免税事業者へ支払った消費税の50%が控除不可、さらに、令和11年10月には免税事業者へ支払った消費税の全額が控除不可となり、インボイス導入から年月が経過するとともに原則課税事業者の消費税の負担が段階的に増加しコストアップが大きくなっていきます。

つまり、時間が経過するほど免税事業者は原則課税事業者と取引することが難しくなっていきます。

将来、どのタイミングでインボイス登録を行うか、もしくはずっと行わないのか、インボイスによる税金の増加部分をどうするかなど、自社の主要な売上先と長期的な視野に立って話し合いを進めて

いきましょう。

(6) インボイス登録後の対応

インボイス登録した場合の対応は、インボイスを発行する側（売手）としての対応と、インボイスをもらう側（買手）としての対応の二つがあります。

【インボイスを発行する側（売手）の対応】

インボイスを発行するためには、領収書・請求書等について、前述した6つの項目を記載できるよう様式を整備することが必要です。

インボイスの発行については、消費税の計算方式とは関係なく、自社が原則課税、簡易課税、2割特例のどの計算方法をとる場合でも同じです。

ポイントは、間違いなく正確に、かつ、6つの項目をもれなく記載したインボイスを発行することです。

【インボイスの例】

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ① ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④ * 軽減税率対象

出典：国税庁 適格請求書等保存方式の概要
—インボイス制度の理解のために—

【インボイスをもらう側（買手）の対応】

インボイスをもらう側の対応は、「消費税計算を何で行うか」によって大きく変わってきます。

- ① 原則課税の場合
 - ② 簡易課税又は2割特例の場合
- 上記の二つにグループによって対応すべ

き項目が異なります。

- ① 原則課税の場合
 - a. 仕入先・経費の支払先からインボイス番号を収集
 - b. 収集したインボイスについて、会計システム等でインボイス番号を確認しつつ帳簿を作成、消費税計算を行う
 - c. 会計処理・税務処理の複雑化に対し、経理担当等のスキルの向上や必要に応じて税理士と協力し対応

- ② 簡易課税又は2割特例の場合

この場合には、原則課税の場合のように「インボイスの収集」や「インボイス番号が正しいかどうか」の確認は必要ありません。「会計処理の複雑化」もないため、対応が原則課税に比べると大幅に簡単になります。

(7) 消費税計算の3つの方法

- ① 原則課税

売上にかかる消費税から仕入や経費にかかる消費税を差引いて、国に納付する消費税を計算する方法です。

売上よりも仕入や経費が多い場合には、消費税の還付が受けられますが、会計処理・税務処理が非常に複雑です。

- ② 簡易課税

売上に係る消費税に業種ごとに異なる一定の割合（90%～40%）を乗じた金額を控除した残りの金額を、国に納付する計算する方法です。

前々年の売上が5,000万円以下の場合に選択できる制度ですが、届出が必要です。

また、売上よりも仕入や経費が多くても消費税の納付が必ず発生し、還付を受けることはできません。

- ③ 2割特例

売上に係る消費税の20%分について、消費税を国に納付する方法です。

て、消費税を国に納付する方法です。

免税事業者がインボイス登録をした場合（前々年の売上が1,000万円以下）にのみ選択できる制度です。

簡易課税と同様、売上よりも仕入や経費が多くても消費税の納付が必ず発生し、還付を受けることはできません。

また、適用期限があり、およそ3年間分の申告にしか使用できません。

※例えば個人事業の場合には令和8年12月分までの消費税申告にしか適用できません。

(8) 消費税の計算方法のまとめ

消費税計算にかかる事務の手間やインボイスの収集の労力は大きいものとなります。また消費税の還付の有無等を考え、原則課税や簡易課税、2割特例を選択しましょう。

	原則課税	簡易課税	2割特例
売上	制限なし	5,000万円以下	1,000万円以下
消費税の還付	できる	できない	できない
計算の難易度	難しい	簡単	非常に簡単
インボイスの収集	必要	いらない	いらない
インボイスの発行	できる	できる	できる
適用期間	期限なし	期限なし	令和5年～令和8年

(9) 価格交渉などの注意点

原則課税事業者の場合、仕入先等がインボイス登録をしない場合には、コストアップにつながることであります。しかし独占禁止法等、注意しなければならないことがあります。

- ① 一方的に消費税分は払わないと通知する。

- ② 取引後にインボイスの未登録がわかったため値引き要請をする。
- ③ インボイスの登録要請をしながら価格交渉に応じない。

これらは、独占禁止法や下請法等において、問題となるケースがありますので、注意しましょう。

3. 改正電子帳簿保存法の義務規定

(1) 電子取引にかかるデータ保存とは？

令和4年1月1日以降、電子取引については、電子データで保存する必要がありますが、現在は猶予措置がある状態です。

令和6年1月1日以降は電子取引が行われた場合には、電子取引については、電子データで保存することが必要となります。

電子取引とは、

- インターネットバンキングの利用
- 電子メールにより領収書等をPDFファイル等で送受信する取引
- ウェブサイトからダウンロードした請求書や領収書等のデータを收受する取引などが該当します。

これらの電子取引があった場合には、その電子取引に係る

- 領収書
- 請求書
- 契約書
- 納品書
- 見積書など

について、印刷して保存するだけでは税法における保存の要件を満たしません。

これらは、メールや領収書等について、紙を経由しないで、メールやPDFファイルなどの電子データで保存する必要があります。

(2) データ保存の方法

電子データの保存方法と要件は、事業

者の前々年の売上高等によって変わってきます。

① 前々年の売上が5,000万円以下の事業者

- a. 電子取引にかかる電子データについて、データとして保存
- b. ディスプレイ等の備え付け
- c. データの改ざん防止の措置を行う
- d. 電子データについて税務職員のダウンロードの求めに応じる

税務職員のダウンロードの求めに応じない方法も考えられますが、応じない場合には、検索機能を確認しなければなりません。

この場合、文書管理ソフト等を使用するか、ファイル名に、日付、金額、相手先の業者名を付け保存する等、コスト・事務手間がかかることとなります。

そのため、ここではダウンロードの求めに応じる方法をご紹介します。

② 前々年の売上が5,000万円を超える事業者で検索機能の確保を行う場合

- a. 電子取引にかかる電子データについて、データとして保存
- b. ディスプレイ等の備え付け
- c. 検索要件を確保
- d. データの改ざん防止措置を行う

③ 前々年の売上が5,000万円を超える事業者で出力書面を整理する場合

- a. 電子取引にかかる電子データについて、データとして保存
- b. ディスプレイ等の備え付け
- c. 出力書面を日付・取引先ごとに整理
- d. データの改ざん防止措置を行う
- e. 電子データについて税務職員のダウンロードの求めに応じる

④ 税務署長がやむを得ないと認める場合

- a. 電子取引にかかる電子データにつ

いて、データとして保存

b. 電子データについて税務職員のダウンロードの求めに応じる

c. 出力書面を保存、提示
すべてに共通しているのは、

- 電子取引については電子データで保存すること
- ディスプレイ等を備え付けること
- データの改ざん防止措置を行う

この3点になります。

このうち、データの改ざん防止措置は、国税庁のウェブサイトより「電子データの訂正削除の防止に関する事務処理規程」をダウンロードし、自社に状況に応じて修正し作成することで対応できると思います。

売上が5,000万円を超える場合には、電子取引について、①印刷して業者ごとなどきちんと整理しておく、もしくは②電子データを検索できるようにしなければなりません。(検索機能の確保)

この検索機能の確保の要件を満たすのに、手っ取り早いのは文書管理ソフトを使用することです。

この文書管理ソフトは有料のものが多くですが、手間などを省くことができます。

また、従来紙で保存していたスキャナ保存の要件を満たすケースも多く、業務の合理化を図るため導入を検討してもよいでしょう。

4. おわりに

インボイスと改正電子帳簿保存法は、中小企業にとっても影響の大きい制度になります。

ほとんどの事業者の方は2023年の年末か

ら年始にかけ、対応しなければならないケースが多くなると思います。

インボイスへの対応は、特に原則課税を選択した会社の場合などは、在庫管理ソフトや会計ソフトなどでIT化を進めていかなければ対応が難しい部分があります。

さらに今後は、発注から支払、会計など一連の作業が自動化されるデジタルインボイスが本格的に普及することが想定されます。このデジタルインボイスの普及に伴い、デジタルインボイスにも対応する必要がでてくるでしょう。

改正電子帳簿保存法についても電子取引の電子データの保存に対応するためにはIT化・DX化が求められてきています。

電子取引にかかる電子データの保存だけでなく、業務の効率化を進めるためにスキャナ保存への対応も進めることも一つの選択肢となります。

近年の人手不足、また、材料の高騰も深刻な状況となっており、中小企業を取り巻く環境は悪化してきています。

インボイスや改正電子帳簿保存法に対応するためにだけでなく、人材不足や事業の効率化のためにIT化・DX化を進めることが、事業の継続をするための土台になりつつあります。

IT導入補助金等、企業のIT化のための補助金などの施策も、インボイスの関係で多くあると思います。

これらを有効に活用していただき、また、今回の連載がインボイスや改正電子帳簿保存法への対応とIT化による事業の継続との両立が図られる一助になれば幸いです。

最後に、全7回という長期間、お読みいただき、誠にありがとうございました。

我が社のセールスポイント

群馬県支部
株式会社ユニバーサル建販

「我が社のセールスポイント」は、会員同士が切磋琢磨する情報を提供する場として、通年表彰の「企業賞」受賞企業に「安全管理」、「整備・検査」、「法令遵守」、「技術開発・考案」、「環境」などについて記載していただき、労働災害防止活動や技術開発・改良・考案等に対する意欲の向上を図ることを目的としています。

今回から、令和5年に表彰された企業をシリーズで紹介します（表彰企業は本号15頁参照）。第1回目は、群馬県支部の(株)ユニバーサル建販様に執筆をお願いいたしました。

1. はじめに

当社は、先代代表取締役 石井春義が営業力と整備技術の高さを基に1999年に群馬県高崎市に建設機械の販売と整備を目的に設立されました。

社名であるユニバーサルとは「建設機械を扱う全ての人の為に高いレベルで安全な機械を」をモットーに先代代表が株式会社ユニバーサル建販と名付けました。

令和2年6月に先代代表の高い志を継承し、現代表の若菜 剛へと交代しました。当時は新型コロナウイルス感染症が蔓延している中、全ての方々が大変な努力をしているとの思いを社員一同強く共有し、健康と安全には特に注意を払う日々でした。令和5年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが第5類に変更されましたが不安は拭い去る事が出来ず、現在も変わることなく推移しています。

先代代表は、鉄、溶接、油圧を相手に仕事をしていましたが、一風、変わった側面を持っています。

一つは、「日本書道振興会」の会長を務め、「翰林」の名で機関紙を発行し、柳公権の名句「用筆は心にあり、心正しければ筆正し」の精神を広め、また仕事にもその精神を生かしています。

もう一つは、絵画です。キリンやシマウマを題材に、工場外壁やドラグ・ショベルにキリンさんの絵を描き優しさと親近感を与えてきました。これは今も進行形です。

今後もこの精神と共に、お客様に安全安心をお届けできる整備工場として日々努力してまいります。



本社工場

2. 会社概要

(1) 概要

会社名：株式会社ユニバーサル建販

設立：1999年（平成11年）5月

代表者：代表取締役 若菜 剛

資本金：12,000,000円

従業員：4名

所在地：群馬県高崎市下埞町291番地1

登録機種：

- ①整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用
- ②基礎工事用
- ③締め固め用
- ④不整地運搬車

(2) 特定自主検査実施台数

- ・120台（2022年）
- ・特定自主検査有資格者 3名

当社では、特自検に関係する書類の確認は基より検査前には必ずその機械の仕様、性能、安全装置等の情報を確認してから検査を実施しています。

これが漏れの無い、正確な検査に欠かせないものと思っています。



特定自主検査の実施

3. 協会事業への参加

会社設立年の平成11年8月に群馬労働局に検査業者として登録し「安全な機械をお客様に提供する」を第一に事業を始め、現在では検査台数も順調に増え、約120台/年の特自検を実施させて頂いています。

協会へは、平成14年に入会し、平成25年5月に群馬県支部の監事として支部役員に就任、現在は副支部長として支部長を支えながら、協会本部の事業計画を基に支部計画を作成し事務局と共に各種事業のお手伝いをさせて頂いています。

今年度の重点活動は、先に決定しました、①定期自主検査指針の見直しに対応するための周知 ②検査・整備技術の向上 ③事業内検査実施事業者への巡回指導、そして最後に④会員加入への促進。これらに重きを置き、共に活動して参ります。

現在、高齢化と言う言葉があちらこちらで耳にするようになりましたが、当群馬県支部においても各理事の皆様の年齢が高くなっており若い世代へのバトンタッチが急がれる時期に来ております。この問題の解消が一番重要な課題かも知れません。

4. 安全管理

(1) 労働災害防止

建設機械に携わる我々整備士には常に危険が付きまとっています。

当社は小さな会社で少人数の組織です。

まずは一人ひとりが「安全第一」に徹底しなければなりません。その中で重要なことが

- 工場内の3S（整理・整頓・清掃）
- 機械、工具、検査機器、サービスカーの点検
- 作業前のKY（危険予期）

○作業内容、手順の共有

○車両操作時の指差し、声掛け

最後に互いの気付きを重要視しています。

少人数だからこそまとまりがあり、知らん顔している人は誰一人おりません。

次に重要なことは社員の健康状態です。社員の健康が仕事に与える影響は計り知れません。少人数だからこそ重要なファクターになります。

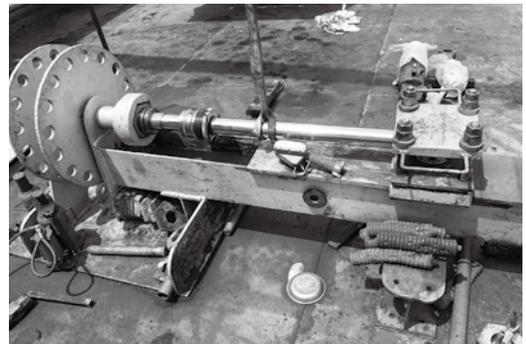
あまり個人への深入りはしませんが、本人の顔色、体温確認そして声を掛けての応答（反応）の確認を行い、一人一人の体調を確認しています。

備を行っており、手作り工具が必要になります。

なかでも、シリンダーを分解し内部パッキンを交換する作業では、シリンダーヘッド部やピストンロッドナットを回す工具が必須となります。

危険予知活動表 4月 付日	
グループの作業内容	5x200アームシリンダー修理
危険のポイント	私運はこうします
① シリンダー脱着時	アーマーアームランス逆巻
クレーン作業時の揺れ	急ブレーキの衝撃に注意
② シリンダー分解時	部品等の落下
クレーン作業時の揺れ	切り欠き注意
本日の安全目標	9-11作業 遅延 作業時の気付き
会社名 (株) エンタープライズ	リーダー 茂木 作業員 2名

危険予知管理表



各種ナット、ヘッド部工具



作業内容、手順の確認



キャタピラー脱着治具

5. 技術開発・考案

当社は製造メーカーを限定していませんので、登録した機種全般を対象に検査・整

また当社では、「建設機械のイメージを変える」をコンセプトに力強いドラグ・ショベルのブーム、アームに麒麟さんのアートを施し、建設現場の環境緩和等イメージの改善に一役買っています。

この作品は、先代の代表が手掛けた作品

で、このお客様は保有機械のすべてをキリンさんにしたことで、会社の認知度が上がり、現場のイメージアップにも繋がりました。また、小さな子供たちからの反応も良く、とても大評判ですと感想を頂いています。

今後は、様々な機械に合ったアート作品を開発し、現場環境の改善に寄与して参りたいと思っています。

(実績)

1999年の会社設立以来、31台の実績を頂いています。



浦野工業様（令和元年製作）



浦野工業様（平成18年製作）

6. コンプライアンス

私たち、ユニバーサル建販は現場で働く様々な機械の検査・整備を行うことで安全な機械をお客様に提供してきました。

これを実現するために必要な資格と運用については、日々の定例ミーティングでPDCAを回し、コンプライアンスの順守や関係法令改正等に対応しております。

7. 環境への配慮

仕事柄、廃油、廃液、廃バッテリー、金属スクラップ、廃プラスチックなど多くの廃棄物が発生します。

処分するには、決められた分別とそれぞれに対応するリサイクル業者に回収委託していますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の政令第248号、省令8号の規制に対応すると共に環境への意識向上、廃棄物の減少を狙い、廃プラ対応焼却炉を平成27年に設置しました。



廃プラスチック対応焼却炉

メーカー：DAITO(株)	焼却能力：29kg/h
型式：SPZ-400J	重量：1,410kg

焼却炉の設置以来、管理者を設定し運用を開始したところ、廃棄物の発生が減少したことには驚きました。

また、当社周辺は田んぼや畑が多く、とくにオイルや液体等の流出には注意を払っており、流出を防ぐための油分分離浄化槽やオイル吸着マットを必要数確保し、万が一に備えています。

8. 社員の技術力向上・教育

当社では、技術向上に必要とされる研修には積極的に参加するよう努めています。特自検では検査員資格取得研修や能力向上教育への参加また必要に応じ外部研修に参加するよう努めています。

時には、計画するも少人数のため計画を断念することや、先送りになることがあります。

近い将来には、男女問わず若い人材を確

保し、技術の伝承や資格取得を進めて、個々に得意分野を持てる環境をつくることで、技術面ではどこにも引けを取らない会社にしていきたいと考えています。

9. おわりに

今回、頂きました「企業賞」は、日本の建設業界または国土の維持管理に必要不可欠な建設機械の検査・整備を地道に行ってきたことの報いと受け止め、感謝申し上げます。

これからの建設機械は操る面では、ますます変化してくことと思われれます。この時代の変化に対応することが企業には求められます。

今回の企業賞受賞を誇りに思いこれからも安全と基本を大切に精進してまいります。

[代表取締役 若菜 剛]



製品紹介

製品名	後方超小旋回ミニショベル「SK30SR-7/SK35SR-7」	コベルコ建機株式会社
発売年月	令和5年7月	

■概要

コベルコ建機株式会社は、2023年7月1日より新型3トン/3.5トン級後方超小旋回ミニショベル「SK30SR-7/SK35SR-7」の販売を開始しました。

今回販売を開始する2機種は、2019年より販売を開始した7トン級油圧ショベルのコンセプトである“Performance×Design（パフォーマンスクロスデザイン）”を取り入れたミニショベルとなり、作業効率や生産性の追求と共に、機能性・快適性を大幅に向上させています。

■主な特長

1. 商品力の向上

- ヤンマー製の電子制御エンジンを採用。エンジン出力を従来比4.7%上げる事で、油圧ポンプとのマッチング性を最適化し安定稼働を実現。さらに掘削性能を見直し、SK30SR/SK35SR共にバケット掘削力を従来機比16%向上しました。
- アクセルレバーをダイヤル式にすることで作業内容に適したエンジン回転数の調整を容易にするとともに、燃料消費量の削減を可能とするオートデセルを標準装備しました。
- エンジン始動時のパスワード入力を可能とすることで、セキュリティを強化しました。
- ワンタッチで格納できるクレーンフックを装備しました（ハイリーチクレーン仕様）。

■主な仕様

機種名		SK30SR	SK35SR	
機械質量	kg	3,260	3,660	
標準バケット容量（山積）	m ³	0.08	0.10	
走行速度（1速/2速）	km/h	2.5/4.4	2.5/4.4	
最大掘削力	アーム	kN	19.1	22.4
	バケット	kN	32.2	32.2
全長	mm	4,730	4,820	
全幅	mm	1,550	1,700	
全高	mm	2,510	2,510	
エンジン定格出力/回転数	kW/min ⁻¹		17.9/2,400 （ファン付き）	
			18.9/2,400 （ファン無し）	
最大掘削半径	mm	5,200	5,350	
最大掘削深さ	mm	2,780	2,970	
最大掘削高さ（最大ダンプ高さ）	mm	5,050 (3,640)	5,040 (3,650)	

※上記はキャノピ、ゴムクローラ仕様の数値です。

- 各種先端アタッチメントの手元操作が可能なハンドコントロールプロポーションレバー（HCPレバー）を新たにオプション設定しました。HCPレバー選択時には、モニタ上で先端アタッチメントの流量調整が可能です。
- 新たに強化型のSK30SRDをラインナップ。建物解体をはじめとする過酷な現場に対応する為、強化型アタッチメントや各種シリンダ保護カバー、格子ガード、下部アンダーカバー板厚アップを採用しています。

2. インテリア（機能性と快適性の向上）

- 3.5インチカラーモニタを標準装備するとともに、キャブ仕様では各種スイッチやダイヤル類へのLEDバックライト採用など、室内の質感と夜間の室内視認性を向上させています。
- レバーポジションの最適化やリストレスト標準装備、走行切替スイッチの取付位置見直しにより、オペレータの負荷を低減、疲れにくく快適に作業できる環境としました。
- キャブ仕様のコンソールにはスマートフォンホルダやUSB/AUXポートを標準装備しました。さらに、ハンズフリー搭載Bluetoothラジオを設定したことで、スマートフォンとのペアリングによるハンズフリー通話が可能となりました（いずれもキャブ仕様のみ）。



後方超小旋回ミニショベル「SK30SR-7/SK35SR-7」

■問合せ先

コベルコ建機株式会社
コーポレートコミュニケーショングループ
TEL：03-5789-2112

※この欄では、会員企業から随時提供されるニュースリリースをもとに、数機種を選び掲載しています。

製品名	クローラ式ブーム屈折型電動高所作業車「RU09A1SM」	株式会社アイチコーポレーション
発売年月	令和6年1月	

■概要

株式会社アイチコーポレーションは、クローラ式ブーム屈折型電動高所作業車「RU09A1SM」を令和6年1月より発売します。

■主な特長

1. 環境に配慮した電動式

環境にやさしく屋内作業にも適したバッテリー駆動式を採用。

お客さまの現場作業を脱炭素化の面からもサポートします。

2. 屈折ブームによる広い作業範囲

アーム機能により障害物をかわしながら作業ポイントへアプローチが可能。

設備が密集した屋内現場でも快適な作業をサポートします。

3. 広い走行作業範囲

作業姿勢における安定性を確保しつつ、走行可能範囲を最大限広く設定。車両移動のたびに発生するブーム格納の手間を低減し、安全で効率的な現場作業をサポートします。

4. 障害物検知装置（オプション）

作業床に設置されたセンサーが障害物を検知すると機械の作動を停止させます。^(注1)

梁や設備といった障害物が複雑に入り組む屋内現場での安全性向上に貢献します。

(注1) 障害物の形状や大きさによっては検知しない場合があります。

■主な仕様

型 式	RU09A1SM
作業床最大地上高	9.1m
最大作業半径	6.4m
作業床最大積載荷重	200kg



クローラ式ブーム屈折型電動高所作業車「RU09A1SM」

■問合せ先

株式会社アイチコーポレーション

営業企画部 企画統括課

〒362-8550 埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10

TEL：048-781-3330 / FAX：048-781-1110

※ ニュースリリース送付先：〒101-0051 千代田区神田神保町3-7-1 ニュー九段ビル9F
 (公社) 建設荷役車両安全技術協会広報部
 または E-mail：koho@sacl.or.jp まで

製品名	ホイール式油圧ショベル「ZX125W-7」	日立建機株式会社
発売年月	令和5年11月	

■概要

日立建機株式会社は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」2014年基準に適合し、作業性能の向上と燃費低減を両立させた12tクラスのホイール式油圧ショベルZX125W-7（標準バケット容量0.45m³、運転質量14.2t）を、日本国内に向けた2023年11月の発売に先立ち、7月3日より受注を開始しました。

本製品は、油圧ショベル ZAXIS-7シリーズの特長である、燃費低減と高い作業性を実現する最新油圧システム「HIOS V（ハイオス ファイブ）」を搭載することにより、複合動作や高負荷時の操作性を維持しつつ、燃費性能を向上しました。さらに、新機能の「エコガイダンス」は、現場状況に応じて推奨される作業モードなどをメッセージで表示し、燃料消費を抑えた運転操作を支援します。また、新機能として、車体の停止に合わせて作業ブレーキが作動する「オートワーキングブレーキシステム」、走行時に走行モードの変速を自動で行う「オートマティック・トランスミッション」を追加、新設計の運転室を採用とあわせ、作業時の利便性や快適性を向上し、オペレータの負担も軽減します。

■主な特長

1. 燃料消費量の低減と作業量の増加

作業量を重視する「PWR（パワー）モード」の場合、従来機種 ZX125W-6 と比較して、作業量を7%増加しつつ、燃費消費量を19%削減しています。

2. 現場に応じて選択できる3つの作業モードと低燃費操作の実現をアシストする「エコガイダンス」

現場状況に応じて、重作業用の「HP（ハイパワー）モード」、作業量を重視した「PWR（パワー）モード」、燃費を抑える「ECO（エコノミー）モード」に切り替えが可能です。また、新機能「エコガイダンス」は、燃料消費状況と使用中のモードを比較し、推奨する作業モードやエコ機能をメッセージでモニタに表示します。

3. 車体の走行停止に合わせて自動でサービスブレーキを作動させる「オートワーキングブレーキシステム」

ホイール式油圧ショベルでは、掘削などの作業時に、サービスブレーキを作動させ稼働します。オートワーキングブレーキシステムをあらかじめ設定することにより、車体の走行・停止に合わせて自動でサービスブレーキを作動させ、オペレータの負担を軽減します。また、オペレータの好みに合わせてブレーキ強度を5段階で調整できます。

また、オペレータの好みに合わせてブレーキ強度を5段階で調整できます。

4. 新設計の運転室を採用 快適性と安全性を向上

従来機種と比較して、運転室の後方エリアを広く、天井を高くしたことで、長時間でも今まで以上に快適に作業することが可能です。また、運転室内の大型モニタでは、機械状態の確認に加え、標準搭載の周囲環境視認装置「AERIAL ANGLE（エアリアル アングル）」により、機体周囲を映像で確認することが可能です。

■主な仕様（2.26m 標準アーム仕様時）

項目		ZX125W-7
標準バケット容量	(m ³)	0.45
運転質量	(t)	14.2
エンジン定格出力	(kW/min ⁻¹)	100
最大掘削半径	(mm)	7,910
最大掘削深さ	(mm)	4,840
最大掘削高さ	(mm)	9,170
最大ダンプ高さ	(mm)	6,740
バケット最大掘削力（昇圧時）	(kN)	94.0
走行速度（高/低）	(km/h)	38/9.3
全長（走行時）	(mm)	7,445
全幅	(mm)	2,490
全高（走行時）	(mm)	3,460

注）単位は国際単位系（SI）による表示。



ホイール式油圧ショベル「ZX125W-7」

■問合せ先

日立建機株式会社
ブランド・コミュニケーション本部 広報・IR部
広報グループ
〒110-0015 東京都台東区東上野二丁目16番1号
電話：03-5826-8152

※掲載は、定期又は特定自主検査の対象機種とそのアタッチメント、関連商品及び検査測定器です。

製品名	クラウド型転圧管理ソリューション 「Solution Linkage Compactor」(対象機種拡大)	日立建機株式会社
発売年月	令和5年5月	

■概要

日立建機株式会社は、2023年5月24日より、クラウド型転圧管理ソリューション「Solution Linkage Compactor (ソリューション リンケージ コンパクター)」(以下、本サービス)の対象機種を拡大しました。これまで対象としていた土工用振動ローラZC120S-6に加えて、新たに、コンバインドローラ(ZC35C-5、ZC50C-5)、タンデムローラ(ZC35T-5、ZC50T-5)、タイヤローラ(ZC220P-6)の5機種を対象機種に加えます。

道路や舗装を締め固める施工は、転圧によって地面の密度を均等に強化します。また、締め固める地面の状態や性質によって、人が転圧回数を数えて管理を徹底し、施工後にどの程度締め固まっているか密度試験を行い、含水比や粒度を確認する必要があります。さらに、施工内容の記録として、転圧回数や試験結果の数値を用いて、帳票の作成も求められます。

本サービスは、道路機械に搭載したGNSSアンテナ*を用いて転圧状況を記録することで、これまで人が行っていた転圧回数や、施工管理の記録・確認業務の省略を可能にするものです。また、PCやタブレット端末などを用いて、現場から離れた遠隔地からでも、転圧作業の進捗状況をリアルタイムに確認できます。国土交通省が定める管理要領にも準拠しており、i-Constructionの施工現場でもご利用いただけます。

*GNSS (Global Navigation Satellite System) とは、GPSなどの衛星測位システムの総称。

■主な特長

1. 「オペレータ向けアプリ」で、リアルタイムに転圧回数の確認が可能

運転室内に設置したタブレット端末上のアプリに、道路機械の走行軌跡がリアルタイムに更新され、転圧を行った回数ごとに色分け表示されます。これにより、オペレータは転圧回数が不足している箇所の有無を一目で確認することができ、オペレータの負担軽減につながります。

2. 「管理者向けアプリ」で、遠隔地にしながら施工の進捗確認や帳票作成が可能

PCやタブレット端末などから閲覧でき、「オペレータ向けアプリ」と同様に、現在行っている転圧作業の進捗状況を、遠隔地にいながらもリアルタイムに確認することが可能です。

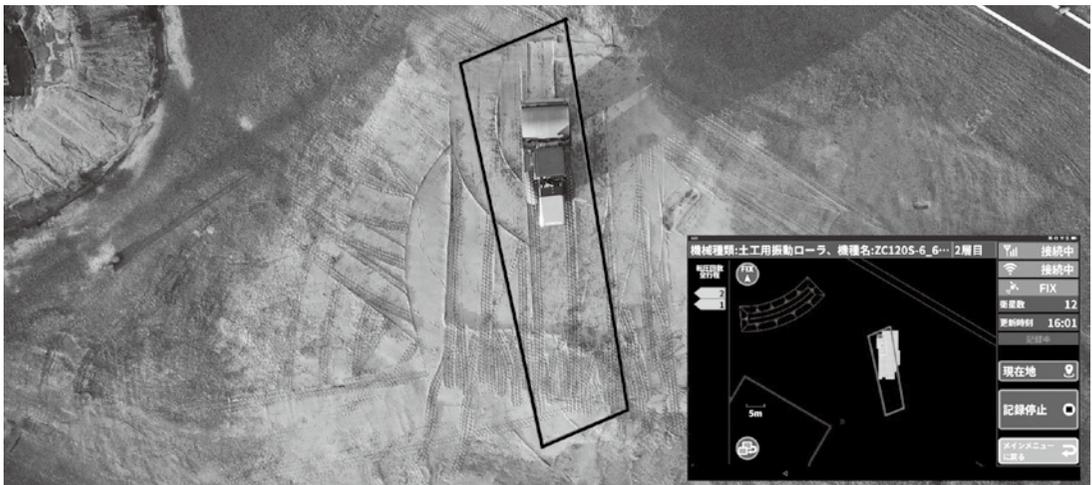
また、転圧を行う施工現場の各種情報や、規定の転圧回数、図面情報などの登録や、過去に完了した転圧作業履歴の確認のほか、記録されたデータをクラウドから抽出して電子データの帳票出力も行うことができます。電子データの帳票出力は、国土交通省が定める管理要領に準拠しているため、i-Construction対象の施工でもご利用いただけます。

■問合せ先

日立建機株式会社

ブランド・コミュニケーション本部 広報・IR部
広報グループ

〒110-0015 東京都台東区東上野二丁目16番1号
電話：03-5826-8152



「Solution Linkage Compactor」画面イメージ

※ 提供されたニュースリリースは、必ずしも全数掲載とは限りません。また掲載時期がずれることもあります。

製品名	全旋回式クローラキャリア「IC70R」	株式会社加藤製作所
発売年月	令和5年5月	

■概要

株式会社加藤製作所では、全旋回式クローラキャリアの新シリーズ第一弾として、クローラキャリア IC70R を令和5年5月より全国一斉に販売を開始しました。

同機は、お客様から多数ご要望があった安全性、輸送性を大幅に改善していることが、最大の特長です。また、特定特殊自動車排出ガス2014年基準等に適合したエンジンを搭載しており、環境に配慮したコンパクトで安全に使える製品に仕上がっています。

■主な特長

1. 輸送性

- コンパクトな車体
車高を2,680mmまで下げることにより、輸送時の高さ制限を受けにくくしています。車幅を2,490mmまで下げることにより、輸送性を向上させています。

2. 安全性

- エンジンオーバーラン防止機能
エンジンと油圧ポンプを電気制御し、エンジンオーバーラン※の発生リスクを大幅に改善することにより、安全に下り坂走行が行えます。
※エンジンオーバーランとは、下り坂走行時にエンジン回転が高回転でコントロールが出来なくなる状態のことです。これが発生すると機械修理が高額になるばかりではなく、現場作業が危険な状況に陥ります。
- 低重心化
最低地上高560mmを維持したまま機械重心を下げ、全方向での安定度を向上させました。
- 狭路での安全走行
安定度を確保しつつ、車幅をクラス最小の2,490mmにしました。
- 視認性の向上
運転席から直視できる範囲を広げ、直視できない部分はモニター画像で視認できるため、運転者の視認性を大きく向上させました。
- ROPSキャブの採用
- 速度制限機能
車体の状況に合わせて走行速度、旋回速度を制限することにより、安全に作業が行えます。
＜走行速度制限50%の条件＞
 - 機械下部に対して上部体が旋回している状態での走行操作
 - 荷台が上がっている状態での走行操作
 - ＜旋回速度制限70%の条件＞
 - 走行状態での旋回操作

3. 環境性

- NOx・PM排出の低減
EU stage V基準に適合するエンジンを搭載し、2014年排気ガス基準よりPM排出量を半分以下

にしました。

- エコ運転
ジョイスティックレバーの操作量に応じてエンジン回転数とポンプ流量を同時に制御し、最適な走行運転・荷台操作・旋回操作が可能です。レバー操作が中立の時はアイドリング状態となり燃料消費を抑えます。
- 4. 作業効率・快適性
 - ジョイスティックレバー
走行操作・荷台操作・旋回操作が左右の電子制御方式ジョイスティックレバーで操作でき、前傾姿勢にならずシートにゆったりと座った状態で操作が行えます。
 - 操作スイッチの集中配置
使用頻度の高い操作スイッチをモニター付近に集中配置することにより、運転者が操作しやすくしています。
 - 快適な運転席
リクライニング・サスペンション付シートを採用しています。また、キャブの高さを下げたことでキャブ乗降性を大きく改善しました。
 - 遠隔稼働管理
K-cast（テレマティクス）が標準装備されていることにより、事務所パソコンなど遠隔で稼働場所、日々の稼働管理など作業の管理、監視ができます。
 - 360°全旋回式
車体上部のみ90°旋回して排土が出来るなど、方向転換のためのスペースが不要です。
- 5. 整備性
 - カバー開口部の大型化
カバー類の開口部を広くすることにより、日常点検・ラジエータ清掃などのメンテナンスが容易に行えます。



全旋回式クローラキャリア「IC70R」

■問合せ先

(株)加藤製作所 広報部
電話番号：03-3458-1144
メールアドレス：pr-kato@kato-works.co.jp

※ 編集の都合により、ニュースリリース記載内容の一部を省略することがあります。掲載は無料です。

Topics

令和4年度 考案賞受賞企業を訪ねて

第1回 金賞受賞 「燃料タンクバキューム装置」

考案者：福井県支部 コマツサービスエース株式会社 本社 整備・車検チーム
清水 薫

本号より、令和4年度（令和5年表彰分）考案賞入賞作品中、金賞、銀賞受賞8作品について、考案者の方に直接お話を伺い、考案に至った理由やご苦労話等をシリーズで紹介いたします。

第1回は、金賞を受賞された福井県支部・コマツサービスエース(株) 本社 整備・車検チームに所属する清水さんの作品です。

なお、受賞作品の詳細内容は、機関誌第266号（2023年7月号）28頁をご覧ください。

1. 事業所概要

コマツサービスエース(株)は、2022年4月に関係会社の福井コマツフォークリフトを吸収合併し、コマツ製品の建設機械・フォークリフトの販売、レンタル、整備を行う会社として新たなスタートを切りました。

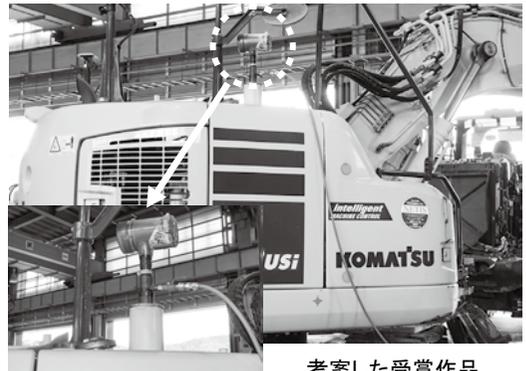
本社のほか、2本部、4支店で県内全域の営業活動を展開しています。

本社に所属する整備・車検チームは、本社（福井市）に隣接する工場で各種建設機械（フォークリフト除く）の整備、車検（トラクター・ショベル（ホイール式））及び特自検業務を実施しているほか、各支店工場の親工場としても機能しています。約24m×25mの工場建屋内では、年間に整備

約100台、車検約400台、特自検（検査業者検査）約200台を実施しています。

2. 受賞作品

(1) 作品名：「燃料タンクバキューム装置」



考案した受賞作品

(2) 概要

従来、油圧ショベルの燃料ホース交換時はメクラプラグを取り付けて燃料流出を防止しますが、油圧ショベルの燃料タンクは高い位置にあるため、燃料ホースを交換（切断）し、メクラプラグを取り付ける間に燃料がどうしても流出してしまいます。

そこで今回考案したのが、不要になったサイクロン式掃除機と燃料タンクキャップ



工場全景

を利用し製作した、燃料タンク内を一時的に負圧にして、燃料流出を防ぐ「燃料タンク用バキューム装置」です。

燃料タンクのキャップの中心に穴をあけ、パイプを溶接し掃除機が取付けられるようにしました。またパイプには、エアホースが接続できるようにエアカプラー、ストップバルブを取付けています。

サイクロン式掃除機の
ダストボックス

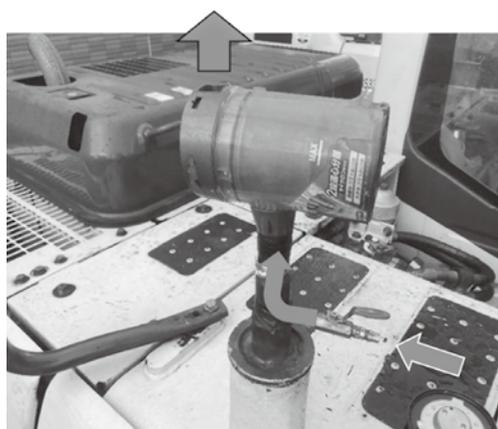


燃料タンクキャップ

装置全景

カプラーにエアホースを接続し、圧縮空気を送ると掃除機から空気が排出されます。(下記写真参照 矢印が空気の流れ)

空気誘引効果により燃料タンク内のエアが誘引され負圧になる仕組みになっています。



圧縮空気の流れ

タンク負圧状態を解放するときは、ストップバルブを閉じるだけです。

3. 考案者の横顔

考案者の清水さんは、工場勤続24年の大ベテランで、整備・車検チームのマネージャーを務めています。

マネージャーとして、8人の部下（メカニック）を管理・監督しつつ、自らも建設機械の整備も実施しています。

今回同席していただいた上職の岩野さんは、機械本体と部品の調達責任者であるとともに、GQサポートグループ グループマネージャーとして、お得意様の『現場品質（Genba Quality）』を強化する活動（「現場を止めない」、「損をさせない」、「ケガをさせない」）も推進しています。



(左)上職・岩野さん、(右)考案者・清水さん

4. 考案者との一問一答

以下、清水さんとの一問一答です。

Q1：考案のいきさつを少し詳細に聞かせてください。

A1：油圧ショベルの燃料ホース交換の頻度は、通常はそれほど多くないのですが、ある時期、たまたま毎日のように交換作業が発生して、そのため燃料流出後のあと処理（周辺の清掃、洗車の追加作業等）に多くの時間を取られました。

今回これを解決すべく、考案にいたしました。

Q2：どのくらいの期間で考案（制作）したのですか。

A2：計画してから試作品は、約1週間で完成させました。

Q3：このアイデアが浮かんだ理由は。

A3：不要になったサイクロン式掃除機を見たたん、このサイクロン式掃除機を使用して、エア駆動式バキュームクリーナー（ペール缶に載せて圧縮空気を入れるだけで掃除機として使用できる装置）の原理を利用した燃料タンク内を負圧にする装置ができないか。とのアイデアが浮かびました。

Q4：この考案で考慮、苦心した点は。

A4：エア取入れ口加工およびパイプ内部の加工溶接等細かな作業で苦労しました。

Q5：試作費用はいくらですか。

A5：廃材を利用し、加工等も自身で行ったため材料費も外注費も発生していません。

Q6：効果はどうですか。

A6：燃料流出後の周辺の清掃、洗車の追加作業等がなくなり、1台あたり1時間程度の作業時間短縮となりました。

Q7：実際に使用した作業員の声は。

A7：使用した若手メカニックは、あと処理がなくなり、楽になっているはずですが、声に出して褒めてはくれませんが、（笑）。（→皆さん心の中では感謝してくれているはずです：筆者記）

Q8：さらに改善する点がありますか。

A8：現状では、高圧のエア源がない現場では当装置は使用できません。電動化（バッテリー化）できればと考えています。

Q9：次なる考案は。

A9：現在具体的に考案には着手していませんが、「楽に効率よく作業をする」を念頭において、次の考案につなげていきたいです。

Q10：素晴らしい作品を考案する秘訣は。

A10：以下、考案のキーワードです。

「作業を楽にしたい」

「効率よくしたい」

「無駄なことはしたくない」

「工数を減らしたい」

「一人でも安全に作業したい」

Q11（岩野グループマネージャーへ）：受賞者の清水さんは職場ではどのような方ですか。

A11：本人も言うように、「効率良く」とか「楽に安全に」作業するというところに注視して動いてくれています。

また、当工場は比較的経験の浅い人も多いので、自分がお手本にならないといけないという意識も見受けられ、頼もしい限りです。

5. 取材を終えて

いかがですか、清水さんの考案のキーワードは（4のA10参照）。

皆さんもこのキーワードを念頭に、作業時にPDCA（計画、実行、測定・評価、対策・改善）のサイクルを回してみたいかがでしょうか。

きっと素晴らしい考案作品ができるのではないのでしょうか。お役に立てれば幸いです。

また、清水さんにおかれましても、次の考案賞への応募をお待ちしております。

[広報部：水島 記]

受賞者より	上職者より
 <p data-bbox="334 235 669 316">コマツサービスエース株式会社 GQサポートグループ 整備車検チーム マネージャー</p> <p data-bbox="364 336 565 367">清水 薫 さん</p> <p data-bbox="161 421 669 479">今回考案賞金賞を頂きまして、大変光栄に思います。</p> <p data-bbox="161 486 669 583">日頃から生産性向上、作業時間短縮からの効率化を目標に、治具製作による時間短縮、作業性向上に成功しました。</p> <p data-bbox="161 591 669 649">今後も、安全を最優先して、改善に取り組みたいと考えます。</p>	 <p data-bbox="883 235 1218 316">コマツサービスエース株式会社 執行役員 GQサポートグループ グループマネージャー</p> <p data-bbox="913 336 1141 367">岩野 純和 さん</p> <p data-bbox="735 421 1133 448">考案賞金賞受賞おめでとうございます。</p> <p data-bbox="710 455 1218 513">日々の業務で、安全・作業面改善を実施していることからの治具製作が実を結んだものと思います。</p> <p data-bbox="710 521 1218 579">今後も安全を最優先して、現場の為になる環境改善に取り組んで欲しいと思います。</p>



Topics

令和5年度「安全衛生に係る厚生労働大臣功績賞」を受賞！ 当協会埼玉県支部長 仲島康晴氏が受賞

令和5年度「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰」において、当協会の埼玉県支部長である仲島康晴氏（北関東TCM(株)代表取締役）が「功績賞」を受賞されました。

仲島氏は、平成26年5月から当協会埼玉県支部支部長に就任され、建設荷役車両に係る特定自主検査の未実施車両対策の推進、特定自主検査者資格取得研修や安全教育等の実施のほか巡回指導員によるパトロールの実施などを重点とした支部事業に9年に亘り取り組み、特定自主検査制度の適正かつ円滑な推進に多大な貢献をされてきました。

また、令和4年からは当協会の監事として協会の運営に尽力されております。

表彰式は7月4日厚生労働省で開催され、労働基準局 美濃安全衛生部長より、表彰状が授与されました。受賞のお祝いを申し上げるとともに、会員の皆様にお知らせします。



美濃安全衛生部長より表彰状を授与される仲島氏

当協会での仲島氏職歴

- 平成12年5月～現在 埼玉県支部理事
- 平成26年5月～現在 埼玉県支部支部長
- 令和4年6月～現在 協会監事

【受賞者にあたって】

この度の「厚生労働大臣功績賞」受賞にあたり一言ご挨拶申し上げます。

このような名誉ある賞を受賞出来ましたこと大変驚いております。それとともに、この様な素晴らしい賞をいただき、私自身身が引き締まる思いでございます。

平成9年10月から創業者である父の世界により二代目として事業を引き継ぎ、おかげさまで令和5年4月に創業60周年を無事迎えることが出来ました。

これもひとえに、皆様方よりお力添えいただき、未熟な私をお支え下さったおかげだと思っております。改めまして、これまで出会ったお客様、建荷協はじめ協会・業界の皆様、弊社全社員に感謝申し上げます。私自身、この素晴らしい賞に恥じないよう、今後とも特自検の普及促進を通じて、労働災害防止活動に微力ではありますが、精進して参りたいと思っております。

今後ともより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。【仲島 康晴 記】



喜びの仲島埼玉県支部長

功績賞：「安全衛生活動の指導的立場にあり、地域、団体、関係事業場の安全衛生水準の向上・発展に多大な貢献をした個人」に授与される賞

お知らせ

令和6年 特自検啓発「年間標語」決定！

当協会が募集を行っていた令和6年 特自検啓発「年間標語」に、会員企業及び協会本・支部の皆さまより多数のご応募をいただき、誠にありがとうございました。

広報委員会での厳正な審査の結果、下記の通り採用作品が決定しましたので、お知らせいたします。

令和6年 特自検啓発「年間標語」

「安全を 明日へつなく 特自検」（当協会福井県支部 田中 恵美さん）

この標語は、当協会が制作する令和6年広報ポスター、リーフレットや機関誌の印刷物、ホームページ等をはじめ広く各種啓発、普及・PR資料に活用させていただきます。

お知らせ

「定期自主検査指針改正説明会」 東京都支部で開催

建荷協東京都支部が主催した「定期自主検査改正説明会」が、7月19日に行われました。

当説明会は、本年3月31日にフォークリフト、ショベルローダー等、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車の定期自主検査指針が改正されたことにより開催されたものです。

会員の皆様の関心の高さがうかがわれ、酷暑の中での開催となりましたが、約100名の方が聴講されました。

説明会では、縄田常務理事の挨拶に引き続き、本部・牛田第一技術部長から、「指針改正の概要」、「記録表の暫定記入要領」について説明、解説がありました。その後、活発な質疑応答がなされ、説明会は盛況のうちに終了しました。

定期自主検査指針改正説明会

主 催：建荷協東京都支部
開催日時：令和5年7月19日（水）14：00～16：30
会 場：日比谷図書文化館大ホール
内 容：開会挨拶
定期自主検査指針改正の概要
記録表の記入要領（新指針暫定対応）
質疑/閉会



開催風景(説明者が牛田部長)

なお、この「定期自主検査指針改正」の詳細については、協会HPでもご覧いただけます。

建 荷 協 の 動 き

(令和5年6月1日～令和5年7月31日)

常設委員会

令和5年度 第2回広報委員会

月 日：令和5年7月12日（水）

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 機関誌中期編集計画の検討（267号～269号）
2. 製品紹介（267号掲載分）
3. イラスト災害事例の検討（267号掲載用初回案）
4. 令和5年度 特自検強調月間リーフレットとポスター制作
5. 令和5年度 特自検強調月間広報活動
6. 令和6年 特自検啓発年間ポスター制作
7. 令和6年 年間標語の選考
8. 令和5年度 工場取材見学会について
9. 令和5年度 広報委員会開催スケジュール
10. 令和5年度 広報委員会名簿

※会員入会状況および新入会員名簿（令和5年6月1日～令和5年7月31日）は、都合により次号（268号）に掲載します。



令和 5 年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表

令和 5 年度における当協会の支部が行う研修・教育の実施予定は別表 1・2 及び 3 のとおりです。

受講される場合は、毎号の機関誌又は当協会のホームページを参考に、支部で実施予定を確認の上、お申込みください。なお、当協会の会員以外の事業所の方も受講できます。

事業所は、退職、異動等で検査者の不足が生じないよう資格取得研修の受講を計画してください。

1. 特定自主検査資格取得研修

(別表 1)

厚生労働省の告示及び通達に基づく、事業内検査者及び検査業者検査員の資格取得のための研修です。

2. 特定自主検査者能力向上教育

(別表 2)

厚生労働省の通達に基づき、「フォークリフト」「整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械」「締固め用機械」「基礎工事用機械」「コンクリート打設用機械」並びに「高所作業車」の特定自主検査者の業務に従事しておおむね 5 年以上経過した方を対象に、技術、知識を付与することを目的とした教育です。

3. 実務研修及び安全教育

(別表 3)

・実務研修「記録表作成コース」

他の法令で資格を取得された方（建設機械施工士他）や記録表の記入要領について再び学びたい方などを対象に、特定自主検査の法令上の位置付け、検査方法、及び具体的な記録表の書き方

などについて学ぶことができます。

なお、このコースには座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

・実務研修「月次定期自主検査（フォークリフト）コース」

定期自主検査の中でも月次検査については、特定自主検査の検査員資格がなくても検査を行うことができます。日頃フォークリフトの整備や運転業務に従事されている方を対象に検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

なお、このコースも座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

・実務研修「月次定期自主検査（車両系建機）コース」

上記フォークリフトに引き続き車両系（整地・運搬等）の月次検査についても検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

なお、このコースも座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

・実務研修「検査業者業務点検コース」

登録検査業者として、正しい管理運営の在り方について点検表に基づいて、内容を理解しながら研修をします。

・安全教育

厚生労働省の通達に基づき定期自主検査対象であるクレーン機能付油圧ショベルのクレーン部分（「建機付属クレーン部分」という。）並びにショベルローダー等の定期自主検査者を対象とした安全教育です。

※研修・教育の予定は、都合により中止・延期等変更になる場合がありますので事前に開催支部にお問い合わせください。また最新の予定は協会HPをご覧ください。

令和5年度 特定自主検査資格取得研修（事業内） 予定表（別表1）

（令和5年7月25日現在）

地区	支部	フォークリフト			車両系建設機械		
					整地・運搬・積込・掘削・解体用機械		
北海道・東北地区	北海道	8/2～4 EF	9/20～22 EF				
	青森						
	岩手						
	宮城	9/22～23 EF					
	秋田						
	山形						
	福島				9/14～15 EF		
関東地区	茨城	5/22～23 EF	6/9～10 EF		5/11～12 EF		
	栃木	4/8～9 EF					
	群馬	10/20～21 EF					
	埼玉	8/2～4 EF			2/5～7 EF		
	千葉	5/11～13 EF	9/14～16 EF		7/25～27 EF		
	東京	7/20～22 EF	10/26～28 EF				
	神奈川	7/6～8 EF	11/16～18 EF		8/14～16 EF		
中部地区	新潟						
	富山						
	石川						
	福井						
	山梨						
	長野	11/8～10 EF					
	岐阜						
	静岡	6/22～23 EFG	7/6～7 EF		5/11～12 EF		
	愛知	3/7～9 EF			2/27～29 EF		
三重	10/20～22 EF			9/22～24 EF			
近畿地区	滋賀						
	京都						
	大阪	2/13～17 EF			6/6～10 EF		
	兵庫						
	奈良	9/14～17 EF			7/6～8 EF		
	和歌山						
中国地区	鳥取	9/13～15 F					
	鳥根						
	岡山	8/3～4 EF			5/22～23 EF		
	広島				10/6～7 EF		
	山口	5/12～13 EF			7/6～8 F		
四国地区	徳島						
	香川				8/25～27 EF		
	愛媛	9/14～16 EF			7/13～15 EF		
	高知				10/20～21 EF		
九州・沖縄地区	福岡	9/14～16 EFG			7/5～7 EF		
	佐賀	10/5～6 EF			6/14～15 EF	7/11～12 EF	
	長崎	7/20～22 EF			10/5～7 EF		
	熊本	10/28～29 EF					
	大分						
	宮崎						
	鹿児島						
	沖縄						

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和5年度 特定自主検査資格取得研修（事業内） 予定表（別表1）

（令和5年7月25日現在）

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道				7/13～15 EF	
	青森					
	岩手		6/8～9 EF			
	宮城					
	秋田					
	山形			9/13～15 EF		
関東地区	福島					
	茨城		11/7～8 EF		9/7～8 EF	
	栃木					
	群馬				9/15～16 EF	
	埼玉		6/13～15 EF		2/14～16 EF	
	千葉				7/5～7 EF	
中部地区	東京				6/15～17 EF	9/7～9 EF
	神奈川					
	新潟					
	富山					
	石川					
	福井					
近畿地区	山梨					
	長野					
	岐阜					
	静岡				9/21～22 EF	1/18～19 EF
	愛知	9/6～8 EF				
	三重				7/28～30 EF	
中国地区	滋賀					
	京都					
	大阪					
	兵庫					
	奈良					
	和歌山					
四国地区	鳥取				11/15～17 F	
	島根					
	岡山					
	広島		8/24～26 F		6/8～10 F	
九州・沖縄地区	山口					
	徳島					
	香川		9/22～24 EF			
	愛媛			6/15～17 EF	5/25～27 EF	
九州・沖縄地区	高知					
	福岡				11/17～19 EF	11/24～26 EF
	佐賀		6/21～22 EF			
	長崎					
	熊本					
	大分					
九州・沖縄地区	宮崎					
	鹿児島					
九州・沖縄地区	沖縄					

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和5年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表1）

（令和5年7月25日現在）

地区	支部	フォークリフト				車両系建設機械							
						整地・運搬・積込・掘削・解体用機械							
北海道・東北地区	北海道	5/24～26	BCD	7/5～7	BCD	9/4～8	ABC	10/4～6	BCD	6/14～16	BC	7/12～14	BC
	青森	6/22～24	BCD							9/7～9	BC		
	岩手	5/16～18	BCD	11/20～30	BCD					7/26～28	BC		
	宮城	7/13～15	BC							6/15～17	BC		
	秋田	6/22～24	BC	12/14～16	BC					10/26～28	BC		
	山形	10/25～27	BCD							7/19～21	BC		
	福島	7/12～14	BC							8/23～25	BC		
関東地区	茨城	6/19～21	BC	10/4～6	BC					7/4～6	BC		
	栃木	7/7～9	BC							6/14～16	BC		
	群馬	7/6～8	BC							9/7～9	BC		
	埼玉	7/10～14	ABCD	3/4～8	ABCD					12/4～8	ABC		
	千葉	6/22～24	BC	12/7～9	BC					10/17～19	BC		
	東京	6/28～7/2	ABC	2/15～17	BC								
	神奈川	6/22～24	BC	10/19～21	BC					9/6～8	BC		
中部地区	新潟	6/7～11	ABC	7/20～22	BCD					6/22～24	BC		
	富山	7/5～7	BC							9/6～8	BC		
	石川	6/15～17	BCD										
	福井	6/15～18	BC							5/18～20	BC		
	山梨	10/17～19	BC										
	長野	7/5～7	BC							9/6～8	BC		
	岐阜	9/13～15	BCD										
	静岡	6/12～16	ABCD	10/25～27	BC	2/7～9	BCD			5/22～26	ABC	12/13～15	BC
	愛知	6/16～18	BCD	9/14～18	ABCD	10/6～8	BCD			9/27～29	BC		
三重	9/1～3	BCD							5/26～28	BC			
近畿地区	滋賀	2/14～16	BCD										
	京都	9/7～9	BC							7/20～22	BC		
	大阪	7/10～16	ABCD	10/24～28	BCD								
	兵庫	6/28～7/2	BCD							9/21～30	BC		
	奈良												
	和歌山	6/22～24	BC										
中国地区	鳥取	9/13～15	BC										
	島根	7/12～14	BC										
	岡山	7/24～28	ABC	3/11～13	BC					10/17～21	ABC		
	広島	11/9～11	BC							10/18～22	ABC		
	山口	9/14～16	BC							7/6～8	BC		
四国地区	徳島	6/15～17	BC										
	香川	6/29～7/2	BCD										
	愛媛	6/21～25	ABCD	1/19～21	BCD					5/25～27	BC		
	高知	10/17～21	ABCD										
九州・沖縄地区	福岡	6/21～25	ABCD	1/18～20	BCD					2/14～16	BC		
	佐賀	6/6～8	BC										
	長崎	11/16～18	BC										
	熊本	7/14～23	ABCD							2/2～11	ABC		
	大分	6/7～11	ABC							8/2～6	ABC		
	宮崎	7/19～23	ABCD							9/6～10	ABC		
	鹿児島	10/18～22	ABC							7/12～16	ABC		
	沖縄	6/7～11	ABC							11/15～19	ABC		

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和5年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表1）

（令和5年7月25日現在）

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工専用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道				6/7～9 BC	8/23～25 BC
	青森					
	岩手				10/25～27 BC	
	宮城				7/24～28 ABC	
	秋田				6/7～9 BC	
	山形			6/7～9 BC	4/19～21 BC	
	福島				9/7～9 BC	
関東地区	茨城		10/25～27 BC		7/19～21 BC	
	栃木		10/19～21 BC		8/24～26 BC	
	群馬				6/22～24 BC	
	埼玉	10/16～20 ABC	6/12～16 ABC		1/22～26 ABC	
	千葉				9/5～7 BC	
	東京				11/9～11 BC	
	神奈川					
中部地区	新潟				9/14～16 BC	
	富山					
	石川				10/26～28 BC	
	福井				9/7～9 BC	
	山梨					
	長野				6/14～16 BC	
	岐阜				8/7～9 BC	
	静岡				10/18～20 BC	12/20～22 BC
	愛知	3/13～15 BC			6/23～25 BC	11/10～12 BC
	三重		7/7～9 BC		6/16～18 BC	
近畿地区	滋賀					
	京都				11/9～11 BC	
	大阪				9/26～28 BC	
	兵庫			11/15～17 BC	3/6～8 BC	
	奈良				9/7～9 C	
	和歌山					
中国地区	鳥取				11/15～17 BC	
	島根					
	岡山	11/29～12/1 BC			2/13～17 ABC	
	広島				9/14～16 BC	
四国地区	山口		8/24～26 BC		6/8～10 BC	
	徳島					
	香川				10/26～30 BC	
	愛媛				10/19～21 BC	
	高知					
九州・沖縄地区	福岡	12/6～10 ABC			10/18～22 ABC	2/5～7 BC
	佐賀				9/12～14 BC	
	長崎					
	熊本					
	大分		9/1～3 BC		10/27～29 BC	
	宮崎				1/18～20 BC	
	鹿児島				6/21～25 ABC	
沖縄			5/24～28 ABC	10/25～29 ABC		

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和5年度 特定自主検査能力向上教育予定表（別表2）

（令和5年7月25日現在）

地区	支部	フォークリフト		車両系建設機械								高所作業車		
				整地・運搬・積込、掘削及び解体用			基礎工専用		締固め用		コンクリート打設用			
北海道・東北地区	北海道	7/25			7/19									
	青森	10/27			7/21									
	岩手													
	宮城	9/8			4/28								8/25	
	秋田	9/6			9/7									
	山形	7/11			6/16							5/11	6/23	
	福島	6/14	11/16		6/7	9/20	10/11				6/22			8/8
関東地区	茨城	8/22	12/12		6/26	2/7					11/6		9/6	
	栃木	7/27	8/8		4/21									
	群馬	10/27			4/20	10/11							9/21	
	埼玉	9/28			9/7				5/26		3/1		5/31	
	千葉	9/26			9/21								2/7	
	東京	9/13											10/18	
	神奈川				10/26									
中部地区	新潟	7/5	8/24		5/24	1/17							7/12	
	富山	6/8			6/27	7/25							9/21	
	石川	7/5			8/23								7/7	
	福井	7/6			6/8								9/21	
	山梨	7/26			6/29						9/27			
	長野	8/22			8/29						6/26		7/25	
	岐阜	2/8			6/21									
	静岡	1/25	2/15		8/3	10/5					6/8		6/29	7/20
	愛知	6/27	8/22		7/6				3/26		7/11		7/4	
三重	8/24			6/2										
近畿地区	滋賀	7/27												
	京都	2/6								10/6				
	大阪	1/17												
	兵庫	5/24	10/19		7/21	10/6						6/16	6/2	
	奈良													
	和歌山	10/28												
中国地区	鳥取	9/1			10/6									
	島根	8/4												
	岡山	9/20	9/27	10/16	9/11	10/6	11/6	11/10						
	広島	6/7	6/14	6/21	7/5	7/19	7/21						7/20	7/26
	山口	10/6			10/27								10/20	
四国地区	徳島													
	香川	9/30			7/22								10/31	
	愛媛	8/26			8/19								9/9	
	高知	9/6												
九州・沖縄地区	福岡	8/10			2/9									
	佐賀	11/10			11/10								10/26	
	長崎	11/7	3/5		11/6	1/16						2/6		
	熊本				1/27									
	大分	11/4			9/16									
	宮崎	8/25			6/16	7/14			8/5					
	鹿児島	9/2			8/19									
沖縄	1/19			12/8									12/15	

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。
 注2 表中の網掛けは終了した教育を示します。

令和5年度実務研修、定期自主検査安全教育予定表(別表3)

(令和5年7月25日現在)

地区	支部	実務研修								安全教育				
		記録表作成コース				月次定期自主検査 (フォークリフト)		月次定期自主検査 (建機)		業務点検 コース	建機付属 クレーン部分	ショベル ローダー等		
		座学		実技		座学	実技	座学	実技					
北海道 東北地区	北海道	9/26整									7/27	10/19	6/13	
	青森	11/87整								9/22	5/26			
	岩手	7/20整	8/29縮	9/29高							10/23	11/30		
		11/17整												
	宮城	9/1整	10/187	11/9整								10/27		
	秋田	5/18整	8/237	11/16整								5/17	10/19	7/5
	山形	9/7整										5/16		
福島	8/9整	10/27整									10/26		11/15	
関東地区	茨城			8/25整	1/19整					11/21	5/26		1/15	
	栃木	11/28整								2/8	9/8		10/27	
	群馬	6/6整								10/19	11/8			
	埼玉	11/15整			6/22					12/15	7/27			
	千葉	1/23整								11/7	8/8	12/12	11/15	
	東京													
	神奈川	9/297	11/22整			9/15						10/27		
中部地区	新潟	12/6整								10/4	9/6		8/9	
	富山	12/5整											8/8	
	石川			6/28整						2/7	7/26			
	福井	7/20整											10/5	
	山梨									2/15	11/15			
	長野	10/24整								8/3	6/7			
	岐阜	6/22整	11/22整								10/4	6/20		7/20
		4/27整	8/24高								11/2	6/6	1/11	2/22
	静岡	9/147	9/28高	10/11整										
		12/7整	2/17											
愛知	8/47		8/2整						11/22	9/12		8/24		
三重	5/11整	9/287			8/29				1/18	6/8		6/22		
近畿地区	滋賀									11/2	7/12			
	京都													
	大阪					11/29				1/24				
	兵庫	2/16整	2/227			7/26				8/24	4/21	11/10	1/26	
	奈良	11/2整									6/28			
和歌山	8/26整	11/18整							2/17	9/9	11/17			
中国地区	鳥取											11/2		
	鳥根	11/10整									6/8			
	岡山			7/3整							8/23		11/24	
	広島	7/7整	11/2整	2/2整									6/2	
山口	11/21整										12/7			
四国地区	徳島	6/23整	8/47	11/7縮						3/19	3/15		8/18	
	香川										7/28			
	愛媛				11/25整						9/9			
	高知	7/12整									4/8	7/14	1/27	
九州・ 沖縄地区	福岡				10/27整									
	佐賀	9/47整	縮								8/24		8/3	
	長崎			9/307	12/2整		8/5	2/15				10/4		
	熊本	8/267整		3/16整						6/3		11/18	9/9	
	大分	10/21整				8/19		7/8				6/24		
	宮崎			5/27整	6/37			6/10		5/13	8/4	4/15	4/8	
	鹿児島	12/9整										8/4	6/3	
沖縄	9/8整				5/12		7/28				8/3			

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した研修・教育を示します。

注3 記録表作成コースの日程の後ろは、対象機械を示す。フ：フォークリフト、整：整地運搬等、縮：締め、基：基礎工事、高：高所作業車

令和5年度 運転技能講習予定表

(令和5年7月25日現在)

●フォークリフト												
秋田						9/15～						
石川		5/11～			8/31～							
山梨		5/13～		7/8～		9/2～		11/4～				
大阪		5/18～	6/14～			9/13～	10/4～	11/8～				3/6～
兵庫	4/6～											
熊本			6/17～			9/16～						
宮崎	4/19～	5/17～	6/21～				10/18～		12/6～			

●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）												
兵庫							10/24～					
鳥取							10/19～					
鳥根						9/20～						

●車両系建設機械（解体用）												
鳥取		5/19～										

●不整地運搬車												
鳥取				7/6～								
鳥根			6/21～									

●高所作業車												
青森	4/14～	5/12～	6/9～	7/7～	8/25～		10/20～	11/17～				
群馬		5/26～				9/22～						
滋賀			6/14～	7/4～		9/13～		11/21～				
鳥取	4/19～				8/23～							
鳥根						9/1～						
沖縄	4/7～		6/16～	7/21～			10/20～	11/10～			2/16～	

注1 各講習会日程の最初の日を掲載しています。詳細は該当支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した講習を示します。

お知らせ

〔令和5年度〕
各種研修の受講料

1 資格取得研修

(A) 事業内検査者研修

(単位：円)

(B) 検査業者検査員研修

(単位：円)

研修の種類	14時間コース		8.5・9.5時間コース		5.5時間コース		35時間コース		21時間コース		18時間コース		13時間コース	
	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般
1 フォークリフト	47,850	51,920	43,450	47,520	42,350	46,420	76,450	80,520	54,450	58,520	52,250	56,320	51,150	55,220
2 整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械	56,210	63,580	51,810	59,180	—		89,210	96,580	66,110	73,480	61,710	69,080	—	
3 基礎工事用機械	58,190	65,120	53,790	60,720	—		91,190	98,120	66,990	73,920	62,590	69,520	—	
4 締固め用機械	49,390	53,790	44,990	49,390	—		77,990	82,390	55,990	60,390	53,790	58,190	—	
5 コンクリート打設用機械	63,800	68,970	58,300	63,470	—		113,300	118,470	80,300	85,470	78,100	83,270	—	
6 高所作業車	51,920	57,200	47,520	52,800	—		86,020	91,300	62,920	68,200	60,720	66,000	—	

2 能力向上教育

(単位：円)

3 実務研修

(単位：円)

教育の種類	会員	一般	研修の種類	座学コース		実技コース	
				会員	一般	会員	一般
1 フォークリフト	12,760	14,630	フォークリフト	12,760	14,960	18,260	20,460
			整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械	13,090	15,400	18,590	20,900
2 整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械	13,530	15,840	基礎工事用機械	13,090	15,400	18,590	20,900
			締固め用機械	12,870	15,070	18,370	20,570
			コンクリートポンプ車	12,870	15,070	18,370	20,570
			高所作業車	12,760	14,960	18,260	20,460
3 基礎工事用機械	11,880	13,310	月次定期自主検査コース	6,710	7,260	12,210	12,760
			車両系建機	9,240	9,680	14,740	15,180
4 締固め用機械	10,890	11,880	検査業者業務点検コース		会員	一般	
5 コンクリート打設用機械	10,780	11,770			9,350	10,230	
6 高所作業車	10,230	10,890	4 安全教育 (単位：円)				
教育の種類			会員		一般		
建機付属クレーン部分			7,700		8,250		
ショベルローダー等			12,980		15,070		

- (注) 1. 受講料には、テキスト代及び消費税10%が含まれています。
 2. 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会が教材費の一部を負担した額です。
 3. 本表に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、本表受講料と異なる場合があります。
 4. 受講料は、研修を実施する建荷協・支部に納金してください。

特定自主検査者資格取得者名簿

(令和5年6月1日～令和5年7月31日)

資格の種類ごとに氏名五十音順・敬称略

事業内検査者資格取得者

■フォークリフト

浅沼剛 阿部芳 石川喬 泉川哲 伊藤幸 糸見崇 大大浦 大見西博 大見徳	史久一朗 幸夫秀人 博文寿	大垣笠川 加川本小齋 斎坂	谷田川 條山本林木 藤井	武洋大 健健 遼翔	雄彰樹 太嗣聡 平次崇	佐椎名 久浩 藤名 塩谷 杉山 曾我部 十外高	久二助 貴治 美介 行志人	瀧川孝 田中隆 大恒吉 寺中中 西	川門浩 本江幸 島有隆 西村直 泰	孝隆貴 浩幸聡 有隆直 則	夫広彰 雅彦 貴二人	野花福 間積福 裕喜健 幹一吾 平太郎 明宏 彰人 弥	宮矢田山 山吉 四和 渡	前島部内 山口端成 元氣 渡	星伸文 勇正和 典士 渡	来彦夫 輝昭 典士 渡
--------------------------------------	---------------	---------------	--------------	-----------	-------------	-------------------------	---------------	-------------------	-------------------	---------------	------------	-----------------------------	--------------	----------------	--------------	-------------

■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

相ノ谷 和良 宏一 次祥 貢一也 一	大川工小 藤田藤 近沢	保克真 二也也 一	代篤幸也 二也也 一	杉野高 田橋中 地村中	田野橋 義雅友 村友雅	貴大 義雅友 彦弘	宏地明 人之宏 樹彦弘	野々村 八島林 早原 福	太郎弘 司孝 樹比呂 亮輔 朗	福田古 古前松 水南	和田市 屋本 水野	和貴雄 雅一 有秀	男普大 幸裕 翔治	宮下月 望田川 山内口 山山下 横枕 渡八	利賢道 康貢大 和博 秀	夫朗裕 史秋樹 弘克 樹
--------------------	-------------	-----------	------------	-------------	-------------	-----------	-------------	--------------	-----------------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------------------	--------------	--------------

■基礎工事用機械

鳥山 顕優	中村 聡志			
-------	-------	--	--	--

■締固め用機械

新井瑞 大沢隆 三	岡神 崎	賢人 誠	古賀勝 小暮	実睦	佐藤 貴彦	那須 崇史	森田 恭次
-----------	------	------	--------	----	-------	-------	-------

■コンクリート打設用機械

魚住 次郎	大見 拓也	河野 大輔	篠崎 正志	田中 崇司	西田 啓介
-------	-------	-------	-------	-------	-------

■高所作業車

浅野賢司	岩木大輔	岡本竜太郎	小西賢憲	祓川旭昇	美曹静花
天野和樹	大内林祐介	蒲生刈秀一	小林橋口	藤田井浦	山本幸之助
粟飯塚謙太	大大平誠	草河哲朗	小小高谷	古三	吉田宗一郎

検査業者検査員資格取得者

■フォークリフト

青木雄太	大西亮	河野雄太郎	鈴木浩之	西岡誠	松崎聖
赤司直樹	森島川直充	古賀京平	関孫崎誉	西村景介	松田陽之介
芦江直将	岡小川充孝	小金澤幸弘	高田勝則	西村勇涼	田本大輔
安達沢雄太郎	尾野原卓三	小早川拓哉	高高高親	西村亮千	丸山慎也
阿部明俊	小加藤卓栄	小森洋一	高橋松太	林久日平	水村啓和
天野井和昭	加藤内聡	小見山純	高竹友健	久日平幸	元崎拓
池内祐輔	金澤	近野裕寿	立田隆浩	廣野井敦	森澤代田
池邊一拓	金	今藤達規	谷出遠徳	福藤拓	八矢安山
伊崎田浩大	KARKI PRAKASH	櫻佐佐藤	田部田真	福藤野田	山崎下本
石川部貴健	川田尚直	藤藤大樹	田橋宏二	古星沼	山崎兼一
伊藤藤真伸	川原恒世	藤田方田	藤井一樹	堀堀堀	山崎友尚
稲上崎和	北川凌美	柴山内	中川大樹	堀堀堀	山崎友尚
岩村浩学	木村春輝	嶋川部	中川大樹	堀堀堀	山崎友尚
打上野介	日下部悠貴	白戸村	中川大樹	堀堀堀	山崎友尚
内宇野一平	工藤保隆	杉村木	中川大樹	堀堀堀	山崎友尚
大岩卓也	久米井信	鈴鈴	中川大樹	堀堀堀	山崎友尚
大城正敏	倉岡平	鈴	中川大樹	堀堀堀	山崎友尚
大瀬西健太	郡司嘉	鈴	中川大樹	堀堀堀	山崎友尚

■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

安達雅人	大嶺哲明	志鷹淳一	谷下真基	長谷川正幸	宮本正行
新井貴介	岡本保和	杉山義弘	丹治野真司	原田文彦	本川方隆
安藤沼野亮	押久金子村	関山口山田	丹野田真誠	深谷原健	山崎野辺
飯浦野一真	木畔柳林	高武竹久	土野真志	藤又吉昌	山吉渡
大木下哲	小松目	田中真次	野村真貴	宮	吉渡
大西	小	田	野	宮	渡

■基礎工事用機械

泉 田 亮 | 千 田 悠 太 | 寺 島 也 真 人 | | |

■締固め用機械

大 重 和 也 | 菊 地 真 樹 | 小 日 向 良 雄 | 住 德 瑛 | 東 條 容 明 | 水 谷 公 仁

■コンクリート打設用機械

中 田 英 敏 | 藤 川 尚 樹 | | | |

■高所作業車

秋 谷 祐 作	國 松 雄 馬	佐々木 学	田 口 秀 一	野 口 直 樹	松 本 広 人
浅 野 一 晃	倉 岡 信 平	佐 藤 幸 紀	竹 澤 大 祐	野 田 平 将	丸 橋 大 輔
安 藤 礼 治	黒 澤 英 三	嶋 野 幸 豊	田 中 信 行	野 馳 平 佑	溝 黒 深 夫
井 上 揚 介	小 磯 拓 也	居 石 康 彦	棚 原 真 尽	浜 野 里 聖	目 黒 田 昭 三
今 田 裕 二	古 島 大 地	杉 本 木 厚	千 叶 浩 介	萬 彦 坂 隼	元 田 耕 三
井 山 翔 稀	児 玉 修 二	鈴 木 木 博	辻 谷 昂 浩	肥 前 泰 圭	保 柳 矢 野 明
及 川 康 平	小 原 林 貴	鈴 木 川 寛	柄 谷 拓 也	日 比 野 泰 弘	柳 田 茂 秀
大 山 光 人	小 林 泰 則	鈴 川 尾 大	土 橋 吉 則	福 比 野 弘 亮	矢 野 下 治
小 川 輝 美	小 林 野 裕	砂 高 高 光	中 川 濱 村 口	藤 古 川 田	山 野 城 博
荻 野 辰 裕	今 野 晴 彦	高 高 高 祥	中 野 中 野 口	古 古 田 真	結 城 田 久
木 下 伸 将	佐々木 佐 健	高 高 高 知	野 野 口 口	古 古 田 真	横 田 翔



お知らせ

けんにきょう

建荷協発行図書等のご案内

令和5年度版

ゼロ災害の意識を持って 特自検



建設荷役車両安全技術協会

ご案内する図書等は公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会（略称 建荷協（けんにきょう））都道府県各支部にてご購入いただけます。

■ 特定自主検査制度

特定自主検査の対象機械について

特定自主検査対象機械の概要

特定自主検査を行うべき機械等の代表的なものを写真、図で示し、特徴、用途などの概要をまとめたものです。

また、一部対象外機械についても掲載しています。

(R4.3改訂E版発行)

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査対象機械の概要	SC-ZC-01-E	660円	1100円



■ 特定自主検査済標準

特定自主検査 実施年月の明示

特定（定期）自主検査済標準

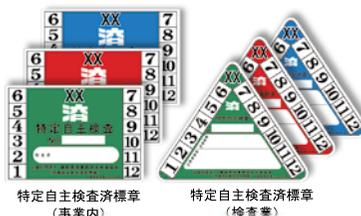
・ 特定自主検査済標準

労働安全衛生規則に基づき、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車について、年1回（不整地運搬車は2年に1回）実施することとされている特定自主検査を行った年月を明らかにするため、厚生労働省のご指導のもとに作成した標準です。検査業者用と事業内用とがあります。

・ 定期自主検査済標準

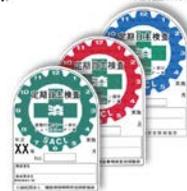
労働安全衛生規則に基づき、「建機付属クレーン部分」、「ショベルローダー、フォークローダー及びストラドルキャリアー」について、年1回実施することとされている定期自主検査（年次検査）を行った年月を明らかにするため当該機械に貼る標準です。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査済標準（事業内）	BP-LH-05	297円	957円
特定自主検査済標準（検査業）	BP-LR-05		
定期自主検査済標準	BP-LRI-05		



特定自主検査済標準（事業内）

特定自主検査済標準（検査業）



定期検査済標準

【注記】 検査済標準の色は、毎年1月1日をもって暦年ごとに変更されます。旧年発行の標準は同日以降使用できませんのでご注意ください。

特定自主検査に係る標準等について

標準の使い方から管理まで

特定自主検査を行ったときに貼付する標準等の取扱いについて解説したものです。

(H27.4改訂E版発行)

品名	品番	会員価格	一般価格
標準の使い方から管理まで	BC-ZC-05-E	220円	330円



表記の価格は全て消費税10%込の価格です。

■ 特定自主検査の実施

検査方法と判定基準

定期自主検査指針

労働安全衛生法、第45条第3項の規定に基づき公示にされた特定(定期)自主検査の検査項目、検査方法および判定基準をまとめたものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト	SG-LC-01-A	330円	440円
不整地運搬車	SG-GR-01	220円	330円
車両系建設機械	SG-KC-01-B	440円	550円
高所作業車	SG-HL-01	330円	440円
フォークリフト(月次)	SG-LC-11-A	220円	330円



検査結果の記録

特定(定期)自主検査記録表

特定(定期)自主検査を行った際に、当該機械の検査結果および補修措置等を記録しておくものです。

- ・記録表は3年間の保存義務があります。
- ・記録表は公益社団法人建設荷役車両安全技术協会の著作物です。無断で複製、転用することを禁じています。
- ・記録表は機械性能の向上に伴い随時改訂しています。



品名	品番	会員価格	一般価格
特定(定期)自主検査記録表(普通紙)	1冊50部	495円	770円
特定(定期)自主検査記録表(ノンカーボン)	1冊25部(正副2枚で1部)	737円	1100円

記録表の記入方法

特定自主検査記録表の記入要領

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。

最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。

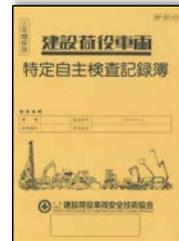
(R2.4改訂Q版発行)



記録表の保存

特定自主検査記録簿

省令により3年間保存義務がある特定自主検査記録表をファイリングしておくためのものです。



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録表の記入要領	TC-ZC-02-Q	440円	550円

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録簿	BP-ZC-03	110円	165円

特定自主検査業務を適正に行うための帳簿

特定自主検査台帳

- ・特定自主検査台帳 事業内用
特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、保有機械の特定自主検査実施状況管理に使用する「標章貼付簿」を一体にしたものです。
- ・特定自主検査台帳 検査業者用
特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、特定自主検査業務を適正に行うための「特定自主検査台帳」、検査料収納の管理に使用する「検査料金収納簿」を一体にしたものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査台帳 事業内用	BC-ZC-04-A	550円	825円
特定自主検査台帳 検査業者用	BC-ZC-07	1650円	2200円



表記の価格は全て消費税10%込の価格です。

■ 検査者標識

検査者標識は、「検査者であることを第3者が識別できる」とこと、「検査者としての意識の高揚」を目的として検査者に着用させるものです。

協会では**腕章**及び**ワッペン**（作業服等にアイロンで接着させる方式）とヘルメット等に貼付できる**シール**を用意しています。

・検査者腕章、特自検腕章

特定自主検査資格者であることを示すため着用するものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査者腕章	BP-YC-01	1100円	1650円
検査者ワッペン	BP-YC-02	330円	550円



検査者腕章



検査者ワッペン

・検査者シール（検査業者用、事業内用）

検査者が特定自主検査を行える資格の種類（検査業者、事業内）、機種を示すためのものです。

特定自主検査対象機種	検査業者用	事業内用	会員価格	一般価格
フォークリフト	BP-YC-11-A	BP-YC-21	110円	165円
整地・運搬・積込用・掘削用および解体用機械	BP-YC-12-A	BP-YC-22		
基礎工事用機械	BP-YC-13-A	BP-YC-23		
締固め用機械	BP-YC-14-A	BP-YC-24		
コンクリートポンプ車	BP-YC-15-A	BP-YC-25		
高所作業車	BP-YC-16-A	BP-YC-26		
不整地運搬車	BP-YC-17-A	BP-YC-27		



検査者シール（検査業者用）

検査者シール（事業内用）

■ 教育資料

当協会で開催する特定自主検査者資格取得研修および能力向上教育等で使用されている図書です。

・特定自主検査マニュアル 特定自主検査の検査方法等を機種、部位別に解説しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査機器	TQ-ZC-01-E	660円	990円
原動機（ディーゼル・ガソリン）	TQ-KE-01-F	2420円	3630円
油圧装置	TQ-KH-01-E	1540円	1980円
上部旋回体 下部走行体	TQ-KB-01-E	2420円	3080円
ジブ・リーダー・ワイヤーロープ	TQ-KJ-01-D	1210円	1540円
フォークリフト	TQ-LC-02-H	1320円	1980円
不整地運搬車	TQ-GR-01-E	880円	1320円
車両系建設機械（整地等用）	TQ-GC-02-A	3300円	5280円
（基礎工事用）	TQ-FC-01-E	3080円	4620円
（締固め用）	TQ-RC-01-E	1210円	1760円
（コンクリート打設用）	TQ-CP-01-F	1100円	1760円
高所作業車	TQ-HL-01-E	1430円	2200円
特定自主検査と補修	TC-ZC-01-F	550円	880円



・能力向上教育テキスト 機種別に最新の技術等を紹介しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト	TL-LC-01-E	3520円	5280円
整地・運搬等&ブレーカ	TL-GE-01-F	3630円	5500円
締固め用機械	TL-RC-01-D	1650円	2530円
基礎工事用機械	TL-FC-01-D	1980円	2970円
不整地運搬車	TL-GR-01-B	660円	990円
コンクリートポンプ	TL-CP-01-D	1540円	2420円
高所作業車	TL-HL-01-D	990円	1540円



・その他

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト安全運転テキスト	T0-LC-02-B	1540円	1540円
ショベルローダー等定期自主検査マニュアル検査・整備基準値表	TQ-SR-02-D	1760円	2640円
業務点検コーステキスト	TT-YC-01-C	1100円	1650円



表記の価格は全て消費税10%込の価格です。

■ 特定自主検査業務の管理

特定自主検査の適正実施のために

特定自主検査業務マニュアル

検査業者の業務や事業内検査の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。

また、特定自主検査全般を管理する事業者が知っておかなければならない労働災害防止に関する法令や事業者の責務等をまとめたものです。(R1.11 発行)

注記)本書は特定自主検査業務マニュアル検査業者用(BP-ZC-01-F)、事業内検査(BP-ZC-02-E)および特定自主検査とその管理(BC-ZC-06-D)の内容を合わせたものです。



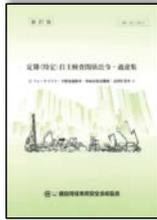
品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査業務マニュアル	BC-ZC-08	1650 円	2530 円

特定自主検査制度に関する法令、通達

特定自主検査関係法令通達集

特定自主検査制度に関する法の条文ごとに関係する最新の規則・通達等をまとめたものです。

(H28.3 改訂 J 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査関係法令通達集	BC-ZC-03-J	2310 円	3520 円

特定自主検査の実施経歴の管理

特定自主検査実施経歴書

特定自主検査の実施時期を明確にするとともに、特定自主検査が、いつ、だれが実施したかを記入できるようになっており、機械の履歴管理に活用できます。

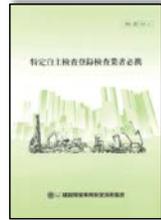
品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査実施経歴書(フォーク)	BP-LC-01	55 円	110 円
経歴書ゼニルケース(フォーク用)	BP-LC-02	165 円	330 円
特定自主検査実施経歴書(建機用)	BP-OH-01	55 円	110 円
特定自主検査実施経歴書(解体機用)	BP-OH-02	55 円	110 円

登録検査業者の諸手続きについて

特定自主検査登録検査業者必携

登録検査業者が、厚生労働大臣または都道府県労働局長に登録申請・業務規程変更等の際に留意すべきポイントを解り易く解説したものです。また、参考となる業務規程例を示してあります。

(H31.4 改訂 K 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査登録検査業者必携	BC-ZC-01-K	550 円	880 円

特定自主検査制度についての疑問を解説

特定自主検査に関する Q & A

特定自主検査制度に関するさまざまな疑問を「Q&A集」としてまとめたものです。

(H26.10 改訂 A 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査に関する Q & A	BC-YC-01-A	440 円	770 円



表記の価格は全て消費税 10%込の価格です。

お問い合わせ先

LF-YC-01-23 令和 5 年 3 月

支 部 一 覧

令和5年8月1日現在

支部名	〒	所在地	電話番号	FAX
北海道	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西7丁目 NCO札幌ホワイトビル9階	011(271)7720	011(271)7580
青 森	030-0902	青森県青森市合浦1-10-7	017(765)5432	017(765)5433
岩 手	020-0873	岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館2階	019(626)2616	019(626)2627
宮 城	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-6-9 五輪黄葉ビル201号	022(298)2150	022(298)2151
秋 田	010-0923	秋田県秋田市旭北錦町1-14 秋田ファーストビル210号室	018(823)8258	018(823)8260
山 形	990-8681	山形県山形市流通センター 2-3 山形流通団地組合会館内	023(666)6581	023(666)6582
福 島	960-8035	福島県福島市本町5-8 福島第一生命ビル4階	024(521)8065	024(521)8248
茨 城	311-3116	茨城県東茨城郡茨城町長岡3652-559	029(292)6546	029(292)6547
栃 木	321-0912	栃木県宇都宮市石井町3149-28 卸商業団地協同組合別館202	028(656)6111	028(656)6112
群 馬	371-0805	群馬県前橋市南町4-30-3 勢多会館1階	027(223)3448	027(223)3451
埼 玉	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町1-12-1 カタヤマビル5階A	048(835)3050	048(835)3055
千 葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館3階303号	043(245)9926	043(245)9927
東 京	102-0072	東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京別館4階	03(3511)5225	03(3511)5224
神奈川	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町6-87 横浜フコク生命ビル10階	045(664)1811	045(664)1817
新 潟	950-0961	新潟県新潟市中央区東出来島11-16 新潟県自動車会館内	025(285)4699	025(285)4685
富 山	930-0094	富山県富山市安住町3-14 富山県建設会館内	076(442)4358	076(442)6748
石 川	920-0806	石川県金沢市神宮寺3-1-20 コマツ石川(株)レンタル事業部事務所2階	076(208)3302	076(208)3303
福 井	910-0854	福井県福井市御幸4-19-25 広田第2ビル2階	0776(24)7277	0776(24)9507
山 梨	409-3867	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1602 ササモトビル2階	055(226)3558	055(226)3631
長 野	380-0872	長野県長野市妻科426-1 長野県建築士会館4階	026(232)2880	026(232)6606
岐 阜	504-0843	岐阜県各務原市蘇原青雲町5-34	058(382)5011	058(382)5120
静 岡	422-8045	静岡県静岡市駿河区西島127	054(236)4008	054(236)4031
愛 知	450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13 大同生命ビル3階	052(586)0069	052(586)0010
三 重	514-0009	三重県津市羽所町601 アカツカビル4階	059(223)7177	059(223)7180
滋 賀	520-0043	滋賀県大津市中央4-5-33 まるなかビル2階C	077(521)5260	077(521)5352
京 都	600-8009	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町78 京都経済センター 4階	075(351)0250	075(351)0251
大 阪	540-6591	大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMM19階	06(6944)6611	06(6944)6612
兵 庫	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル703号	078(332)4936	078(392)8921
奈 良	630-8124	奈良県奈良市三条松町29-3 奈良県電気工事工業組合内	0742(93)5181	0742(93)5181
和歌山	640-8287	和歌山県和歌山市築港3-23 和歌山港湾労働者福祉センター 1階	073(435)3337	073(435)3338
鳥 取	682-0802	鳥取県倉吉市東巖城町12 中部建設会館1F	0858(22)1400	0858(23)4667
島 根	690-0012	島根県松江市古志原2-20-54	0852(27)0340	0852(27)0556
岡 山	700-0907	岡山県岡山市北区下石井2-8-6 第2三木ビル205	086(222)6039	086(222)4296
広 島	733-0011	広島県広島市西区横川町1-4-36 アンビエンテ平松2F-201	082(291)1150	082(291)3413
山 口	753-0083	山口県山口市後河原25 愛山会ビル2階	083(932)1858	083(932)1859
徳 島	770-0808	徳島県徳島市南前川町4-14 船橋設計ビル2階	088(622)8243	088(624)8258
香 川	760-0062	香川県高松市塩上町10-5 池商はせ川ビル113	087(837)3668	087(837)3671
愛 媛	790-0003	愛媛県松山市三番町7-8-1 山本ビル2階	089(941)6740	089(941)7361
高 知	780-0072	高知県高知市杉井流9-11	088(882)5025	088(882)0837
福 岡	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-14 正和ビル4階402	092(474)2246	092(474)2312
佐 賀	849-1301	佐賀県鹿島市大字常広139-2	0954(62)6315	0954(62)6368
長 崎	854-0065	長崎県諫早市津久葉町5-121 津久葉エーステートビル213号室	0957(49)8000	0957(49)8001
熊 本	860-0845	熊本県熊本市中央区上通町7-32 蚕糸会館3階	096(356)6323	096(356)6325
大 分	870-0846	大分県大分市花園2-6-51 大分県林業会館4階	097(540)7177	097(540)7127
宮 崎	880-0802	宮崎県宮崎市別府町2-12 宮崎建友会館3階	0985(23)5061	0985(23)5129
鹿 児 島	891-0123	鹿児島県鹿児島市卸本町6-12 オロシティーホール内	099(260)0615	099(260)0646
沖 縄	901-2131	沖縄県浦添市牧港5-6-3 南海ビル4階	098(879)3744	098(879)3757

編集後記

9月に入りましたが、暑い日が続いています。読者の皆様、いかがお過ごしでしょうか。本号の編集後記担当の事務局・水島です。

私の本誌の企画・編集に、本格的に携わったのが243号（2019-9月）からですので、本号で通算25号目となります。これだけの号数をこなしてもショックなことは、発行後の「誤植」や明らかな「記述・表現間違い」を発見したときです。1号あたり約20記事、1記事あたり、数回の校正（確認）作業を繰り返し、「これで完璧」と編集作業を終了しているはずなのですが…。

この校正作業は、整備・修理作業中及び終了時の安全確認に相通ずるものがあるのではないのでしょうか。安全確認を怠って、本誌のイラスト災害事例の題材になるような災害を発生させぬよう気遣い・気配りをお願いします。

さて、本号65頁でのお知らせのように、令和6年特自検啓発「年間標語」が決定しました。今回は久方ぶりに公募の形を取りました。事務局としてはどのくらいの作品数が集まるのか、実は大変不安でしたが、数多くの作品をご応募いただき、胸をなでおろした次第でした。

最後になりますが、本号で連載講座「みんなが知っておきたい！インボイス制度と改正電子帳簿保存法」が最終回を迎えました。本講座が両制度の理解、準備に対し、少しでもお役に立つことができたのであれば、事務局としてもうれしい限りです。連載講座では今後とも旬の話題を取り上げていきたいと考えております。

これからも、皆様に親しまれる機関誌「建設荷役車両」を目指し、誌面作りに精進してまいります。機関誌に対するご意見、ご要望また事務局への叱咤激励をお待ちしております。

[事務局：水島 敏文 記]

機関誌に対するご意見・ご要望等は、E-mail：koho@sacl.or.jp までお願いします。

機関誌編集 広報委員会

委員長

山本 泰徳 [池田内燃機工業(株)]

平山 哲也 [大成建設(株)]

副委員長

佐藤 裕治 [住友建機(株)]

佐藤 武志 [日本通運(株)]

辻 正紀 [N X商事(株)]

委員

重松 純 [コベルコ建機(株)]

中村 隆史 [コマツカスタマーサポート(株)]

縄田 英樹 [事務局：常務理事]

比留間 茂 [キャタピラー]

水島 敏文 [事務局：広報部]

高遠 恒 [日立建機(株)]

吉田 岳 [同]

加藤 彰秀 [(株)豊田自動織機]

古口 光 [清水建設(株)]

(令和5年8月1日現在)

「建設荷役車両」 VOL. 45 第267号

令和5年8月21日 印刷

令和5年9月1日 発行

発行所 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-7-1 ニュー九段ビル9F

TEL:03 (3221) 3661 / FAX:03 (3221) 3665

URL <http://www.sacl.or.jp/>

編集 広報委員会

発行人 縄田 英樹

印刷所 株式会社東伸企画

協会ホームページ／会員ページへのログイン：ユーザー名(U) saclhp パスワード(P) saclhp



安全・安心な現場作業を応援します！

高度安全機械等導入支援補助金

所定の建設機械に厚労省指定の安全装置を取り付けることで補助を受けられる制度です！



安全装置を取り付けると

(1機あたり)
最大100万円の
補助金が受けられます!!



1 対象となる申請者

- ① 中小企業等であること ② 建設業許可を取得していること

2 補助金交付額

1 機 あ た り の 上 限 **100万円** (補助対象経費上限の200万円の1/2)
※安全装置の種類によって金額が異なります

同一申請者の年度内申請上限 **500万円**

3 申請方法

詳しくは建災防本部ホームページをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/>

補助金 建災防



Web
登録期間

令和5年 5月10日～
令和6年 1月24日まで

購入・改修後の申請は
対象外となります。

問い合わせ先

建災防 高度安全機械導入支援補助金事務センター

☎03-6275-1085 9:00~12:00 / 13:00~16:30 (土日祝日を除く)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



建設業労働災害防止協会(略称:建災防)

建災防本部
ホームページ



リーチ車用 爪先カメラのご提案 安いです！

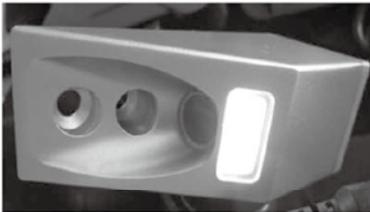
荷物をラックの高い場所に収納する企業様
ベテランから新人へ世代変わりする企業様
荷物の安定積出/収納に
より安全に操作できます。



ワイヤレス方式だから取付簡単

LED照明付きだから、見易い！

カメラ側の電池と送信機はコンパクト
設計、場所を取りません。



オプション



モニターステー



カメラ用バッテリー



モニター用バッテリー



DCDC 48V→12V

ご注意 日本で販売される無線機器は総務省の技適認証マークが必要です。  認証マーク

リチウムバッテリーは電気用品安全法上、届出事業者名、定格容量、  認証マーク
定格電圧の表示も必要です。一部産業用だから必要ないと言って売っている業者が居ますが経済産業省
試験機関（JET等で簡単な証明書を発行してもらえます。これが無いものは回収命令が出ます。

私たちが皆様の自社工場・専属ワークスとしてご利用下さい

まだ使えます、そのエンジン!



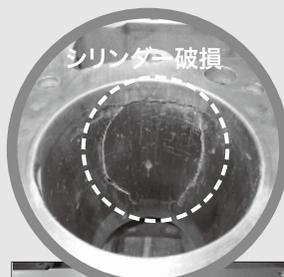
こんな状態でも修理が可能です!

シリンダー破損
スリーブ製作挿入修理

シリンダーブロック
足出し修理

シリンダーブロック・ヘッド
肉盛溶接面研磨修理

エンジンマウント
座面再形成修理



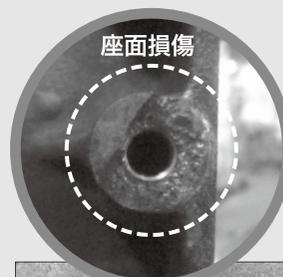
シリンダー破損



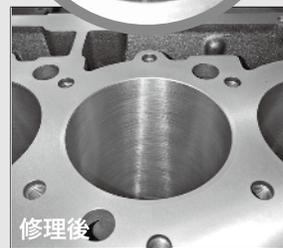
ブロックに穴



腐食が発生



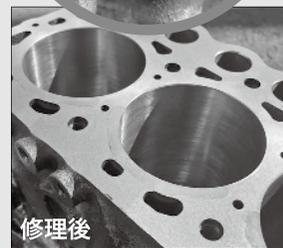
座面損傷



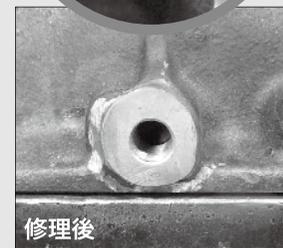
修理後



修理後



修理後



修理後



あきらめる前には是非ご一報下さい!!

業務内容 各種エンジンとユニット品のオーバーホール・修理・リビルト品販売

- シリンダーブロック・ヘッドの特殊修理、加工 ●エンジン ●噴射ポンプ
- 噴射ノズル ●ウォーターポンプ ●ターボチャージャー ●電装品
- エンジン関連金属品加工修理 ●非常用発電機のエンジンメンテナンス・・・等



(担当直通: 中川)

製品に関するご質問・価格等のお問合せは下記まで。

TEL.076-272-3334 FAX.076-272-3332

詳細はホームページで (👉 URL:<http://www.web-krw.com> E-mail: info@web-krw.com)



ボッシュサービスステーション

株式会社 **北日本リビルトワークス**

〒920-2132
石川県白山市明島町山 142 番地 1

※ 弊社の全再生品は、整備業者様のみの販売とさせていただきます。(脱着・整備等が困難なため、エンドユーザー様への販売はしていません。)



大型解体機向け 超高耐久カップリング

解体作業を効率良くクリーンに!

セイン 超高耐久 TLXシリーズ



1. 超高耐久

ブレーカー、鉄骨カッター、小割機、大割機等の圧力変動の大きな各種解体アタッチメントに適応します。

2. 分離時液ダレ無し

分離時油モレのないフラットフェースデザインはアタッチメント交換時の環境汚染を防ぎ、作動油の補充量を大幅に削減します。

3. 被圧下分離・接続可能

油圧回路内に圧力が残った状態での分離、接続が可能です。(レンチ等が必要な場合があります)

TLXシリーズ主な特徴

高合金鋼ボディ

- ・高い耐圧力性能を実現します。
- ・最高使用圧力42MPa

ピンロック採用

- ・振動による緩みを防ぎます。

シール交換可能

- ・最も消耗の激しい接続部シールはユーザー交換が可能です。
- ・その他製品内部のシールも消耗した場合、工場にて分解修理します。



フラットフェースデザイン

- ・分離時作動油のモレがありません。
- ・作業環境の汚損を防ぎます。
- ・異物混入を防ぎ機器の性能を維持、寿命を延ばします。

大きなねじ込みピッチ

- ・効率良く接続、分離が可能です。
- ・傷つきにくく清掃が容易です。

亜鉛ニッケルメッキ採用

- ・高い防食性能を実現します。

シールプロテクトデザイン

- ・接続時、シール材(リング)が作動油流路に露出せず、急激な流速変化(サージフロー)が発生した時にシール材をダメージから守ります。